

第27回アジア女性会議ー北九州
“誰一人取り残さない”世界の実現
～SDGs（持続可能な開発）の達成のために何ができるか
日時 2016年11月26日（土）13:00～16:00
場所 北九州市立男女共同参画センター・ムーブ
5階大セミナールーム

プログラム

13:00～13:10 開会式

- 主催者挨拶 堀内 光子 (公財)アジア女性交流・研究フォーラム 理事長
■来賓挨拶 梅本 和秀 北九州市副市長

13:10～14:10 基調講演

林 陽子 弁護士、国連女子差別撤廃委員会委員長

14:10～14:30 特別ゲスト

北郷 恭子 外務省総合外交政策局女性参画推進室長

14:40～16:00 パネルディスカッション、質疑応答

- パネリスト 林 陽子
北郷 恭子
宮負 こう 国連開発計画（UNDP）アジア太平洋地域
ジェンダーアドバイザー
中村 知英 北九州市子ども家庭局子ども総合センター主査
■コーディネーター 堀内 光子

開会式

■司会

ただ今より「第 27 回 アジア女性会議—北九州」を開催いたします。

はじめに、この会議の主催者であります、公益財団法人アジア女性交流・研究フォーラム理事長、堀内光子よりご挨拶申し上げます。

主催者挨拶 堀内 光子 (公財)アジア女性交流・研究フォーラム 理事長

皆様、こんにちは。今日は大勢の方にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

毎年この時期に「アジア女性会議」を開催しておりますが、プログラムにありますとおり「持続可能な開発目標」、英語では「Sustainable Development Goals」、すなわち「SDGs」をいかに達成するかというのが、今年のテーマでございます。

「持続可能な開発目標」は、地球規模の目標で“世界の新しい目標”として、今年 1 月から実施を始めております。大変新しい、世界の目標です。



この目標についてお聞きになったことがあるという方、いらっしゃいますか？手を挙げてくださいますか？ あ、何人かいらっしゃいますね。このテーマについてお聞きになっておられる方が、あんまりいらっしゃらないんじゃないかと思っております、最初の挨拶として大変異例ですが、国連が作成した広報ビデオから少し短いものを最初にご覧いただいて、この世界的な目標を、皆さんにご理解いただきたいと思いますと思っております。

～ビデオ上映～

はい、皆さんに最初に DVD を見ていただきましたけれども、ご覧になっていかがですか？ 今日の会議をぜひご期待ください。

この「アジア女性会議」は、日本政府が開催をしております国際女性会議「WAW！ 2016」、の「シャイン・ウィークス」（注／国際女性会議「WAW！ 2016」の公式サイドイベント、2016 年 10 月 1 日（土）～2017 年 1 月 31 日（火）の期間に実施）に賛同する公式イベントにも位置づけられております。

この公式イベント、あるいは「WAW！ 2016」につきましては、後ほどゲスト・スピーカー

としてご登壇いただく、外務省北郷恭子室長からお話しいただけると幸いです。

それでは、最初の挨拶で、この「SDGs（持続可能な開発目標）」について3つだけ申し上げたいと思います。

1つは、この目標の前身として、「ミレニアム開発目標」（注／Millennium Development Goals：MDGs、開発分野における国際社会共通の目標として、2000年9月に開催された国連ミレニアム・サミットで採択された国連ミレニアム宣言を基にまとめられた）という21世紀に入ってから大きな国際目標がございました。これは人々の生活向上を目指す、国際社会では「開発」というふうに言うておりますが、その流れが一つありました。

それからもう一つの流れは、「環境保全」と申しますか「環境」ですね。持続可能な開発という、イコール「環境問題」とご理解されている方も多いのではないかと思いますけれども、必ずしもそうではないのですが、その「環境問題」です。

この二つの流れが、もちろんまったく相反するということではないのですが、その二つの流れが一つにまとまった世界の目標だということです。ただこの二つの流れの中で、環境グローバルがリードをとったと言えると思います。

そういう意味では、世界に誇る環境都市・北九州市が積極的に取り組む課題ではないかと、私自身思っているところです。

2つ目で強調したいのは、この「持続可能な開発目標」は誰一人取り残さない”世界を実現する、という目標です。

従って、そのためには、社会から置き去りにされがちな人々、あるいは置き去りにされている人々、そうした人への配慮が不可欠である。それから、人々の人権確保が不可欠である、という点が2つ目のポイントです。

こうした観点から、今日の基調講演は林陽子さん。皆さん、ご存じだと思いますけれども、女子差別撤廃委員会の初の日本人の委員長として活躍をされている林陽子さんに基調講演をお願いしております。同時に、北九州市役所で子どもの問題を担当しております中村知英さんにパネリストをお願いしています。

要するに“誰一人取り残さない”ために、私たちは何をなすべきか、ということ議論していただき、皆さんに理解を深めていただきたいと思います。

それから3点目でございますが、今まで国連が推進する開発と言いますと、途上国の問題、すなわち途上国の人々の生活の改善が進んでないとか、国の発展が進んでないといった、途上国の問題について、先進国は、途上国が努力をするために技術協力をするとか、資金協力をすることであると考えられていたし、実際にもそのように進んでいたと言ってしまうのではないと思うのですが、この新しい、グローバルな目標は、先進国も取りまなきやいけな。要するに、日本のような先進国も対象で取り組むべき目標として掲げられたということ

です。そういう意味で皆さん方が、ご自身の問題としても、ぜひこの会議に参加していただきたいと思っております。

今日のスピーカーは、皆さんのプログラムに載っておりますが、まず地球レベルから先ほど申し上げました林陽子さん。

それから、アジアのレベルからは、アジア太平洋地域から宮負こうさん、UNDP（注／United Nations Development Program 国連開発計画）でアジア太平洋地域のジェンダーアドバイザーをなさっていらっしゃいます。

日本からは、先ほど申し上げました、外務省総合外交政策局女性参画推進室長の北郷恭子室長。

そして、地元北九州市から中村知英主査にお願いし、地球規模から地域までの全体をカバーできるスピーカーをそろえております。私は、大変豪華な顔ぶれだと自負致しております。

皆様も、地球の全レベルでの男女共同参画に関わる理念とか活動をご理解いただいて、地域の活動に取り組むきっかけになるとか、あるいは地域の活動に役立てるなど、この会議が貢献できれば、と思っております。半日の会議ではございますが、皆様どうぞ、積極的なご参加よろしく願いいたします。

少し長くなりましたけれども、ご挨拶を終わらせていただきます。

■司会

続きまして、来賓の北九州市副市長の梅本和秀様にご挨拶いただきます。

来賓挨拶

梅本 和秀 北九州市副市長

皆様、こんにちは。今ご紹介いただきました、北九州市の副市長の梅本でございます。まずは、「アジア女性会議一北九州」のご盛会、心からお喜び申し上げます。

今年で 27 回目とのことですが、本会議をこれまで続け、支えてこられた皆様の熱意とご尽力に深く敬意を表する次第であります。

今日のテーマは、「SDGs」、「持続可能な開発目標」ということで、その中でも「ジェンダーの平等」、あるいは「男女共同参画」を採り上げて、パネルディスカッションが行われると伺っております。

この「SDGs」は非常に新しい言葉で、実は私どもも勉強を始めております。「持続可能な



開発目標」ということですから、いろいろ関係するものが多岐にわたるのですが、例えば環境の話で、例えばCO₂の問題でも、私どもは、以前から2030年までに2005年比で、北九州市内で50%削減、アジア地域で150%削減を目標とした国際協力をずっと進めてきております。

環境の国際会議となりますと北九州市に声がかかり出席することがありますが、最近やはり、COP21のパリ協定（注/2015年、世界196カ国・地域によるCOP21〔気候変動枠組条約第21回締約国会議〕で採択された、地球温暖化対策の新ルール）を受け、これから日本はCO₂の削減に対してどうするのか、自治体はどうするのか、と矢継ぎ早に質問を受けるような状況になっております。

それほど深刻な温暖化対策や、CO₂問題などに対して私ども北九州市は、これからもどんどんやっていかないといけないと思います。

ご存じの方もいらっしゃると思いますが、若松区沖合の響灘洋上に、多分日本で最大の洋上風力発電所が、北九州で初めてできます。これは、多分1千億円を超える民間の投資になるかと思いますが、風車があつて何十基か建っていきませんが、「日本ではここで失敗するともうほかのどこでもできないだろう」と言われるくらい、響灘というのは非常に条件の良い所です。現在、業者の選定作業に入っておりますので、年明けには決まり、それからいわゆる環境アセスメント（注/環境影響評価）を含めて、4、5年後ぐらいには一大洋上風力発電所ができる計画です。ヨーロッパなどに行くと、例えば北海には、ものすごい数の風車がいっぱい建っていますが、そういう状況が日本で見られるのは響灘だけという話になるかと思いますが。

女性の活躍あるいは男女共同参画についても、北九州市はほかの都市よりは多少は進んでいるのかなと思います。それでも、全体の理想のゴールからすると五十歩百歩と言われればそれまでかもしれませんが、我々もこれから、どんどんどんどんやっていかなければいけないところがあると思っております。

今日は、日本人として初めて、国連の女子差別撤廃委員会の委員長に就任をされました林陽子様、あるいは、外務省の総合外交政策局女性参画推進室の北郷室長様にもお出でいただきジェンダー分野の第一線でご活躍の皆様には本市にお越しいただきまして、大変ありがとうございます。日本あるいはアジアにおけるジェンダー問題、あるいは「SDGs」について、^{きたん}忌憚のないご意見をお聞かせいただければと思います。

結びになりますが、この会議が実り多いものとなりますよう、また、今日ご参加の皆様の、これからはますますのご活躍、ご健勝を祈念いたしまして挨拶とさせていただきます。本日はおめでとうございます。

■司会

梅本副市長、ありがとうございました。

基調講演・特別ゲスト

■司会

それでは、最初に基調講演を行っていただく林様、壇上をお願いいたします。皆様、拍手でお迎えください。

林陽子様のご紹介をさせていただきます。

林様は弁護士でいらっしゃいますが、学生時代から女性運動に関心を寄せられ、弁護士になられて2年目の1985年にナイロビで開催された「第3回 世界女性会議」にNGOとして参加するなどして、女性の権利を実現するために、現在でも国際人権法を訴訟で活用することに力を注がれています。

2008年より国連女子差別撤廃委員会委員、そして昨年より、日本人として初めて委員長を務められております。

それでは林様、よろしくお願いいたします。

基調講演

林 陽子

弁護士
国連女子差別撤廃委員会委員長

皆様、こんにちは。ご紹介をいただきました林陽子です。はじめに、私からも「第27回 アジア女性会議—北九州」の開催に心よりお祝いを申し上げます。

私が「ムーブ」にお招きいただくのはこれが2回目でございます。前は1995年の北京会議（注／第4回 世界女性会議）の時に、当時の専務理事でいらした三隅佳子さんからお声を掛けていただきました。

もう25年以上前のことですが、それ以降、アジア女性交流・研究フォーラムが北九州という地の利を生かして、アジアに焦点を当てて、研究・交流活動を着実に続けられてこられ、発展されてこられたことに対して、心より敬意を表したいと思います。

また、今日のテーマである「SDGs」。この「持続可能な開発目標」ですね。これは非常に新しいテーマで、東京にいてもなかなか、このテーマで皆が集まって勉強する機会はないのでございますが、こういう先端的な、時代の先を行く、そしてこれから必ず重要になってくるテーマを見つけて、会議の中心に据えられた主催者の先見の明にも、敬意を表したいと思います。

今日私は、女性差別撤廃委員会（注／政府正式訳は、「女子差別撤廃委員会」）の委員長と



ということもあり、ご招待を受けましたので、私からはまず「女性差別撤廃委員会」というのがどういうもので、何をしているのか、日本とはどういう関わりがあるのか。特に「女性差別撤廃条約」が“開発と女性”という問題について、どういう意義を持っているのか、といったことをはじめにお話ししたいと思います。

そして、女性差別撤廃委員会と、この「SDGs」にどういう関わり、意味があるのかということをお話しした上で、日本の市民社会と、この「SDGs」がどういうふうに関わりがあり、私たちがこれから何をしていけばいいのだろうか、といったことを問題提起できればと思っています。

<女性差別撤廃条約について>

まず「女性差別撤廃条約」というのは、1979年の国連総会で採択をされた人権条約です。現在、国連には9つの主要な人権条約があります。できた順番から言いますと、1960年代に最初にできた「人種差別撤廃条約」、その後「国際人権規約」、これには「自由権規約」というものと「社会権規約」というものがございます。その後に「女性差別撤廃条約」ができ、「拷問等禁止条約」「子どもの権利条約」「移住労働者の権利条約」が、1990年代までにできた条約です。

そして、2000年代に入ってできた新しい条約としては「障害者権利条約」、最も新しい条約としては「強制失踪からの保護条約」があります。強制失踪というのは、北朝鮮の拉致問題などのように、人がある時、連れ去られ、いなくなってしまうということです。条約成立のための運動の中心になったのは、ラテンアメリカの軍事政権下で家族を軍事政権に連れ去られた女性たちでした。

この9つの条約のうち、日本が一つだけ入っていない条約があります。皆さん、どれだと思えますか？

答えは、7番目の「移住労働者の権利条約」。この「移住労働者」というのは、英語では「**Migrant Workers** (マイグラント ワーカーズ)」という言い方をしますが、移住労働者に関する条約は、受け入れ先である先進国の義務が多すぎるというような理由で、多くの先進国は批准しておりません。日本政府も今のところ批准の予定があるとは聞いておりません。

ただし、この移住労働者、特にその中でも、住み込みでお手伝いさんとして働く家事労働者には大変女性が多いので、この家事労働者の女性の人権を守るということは、ジェンダー平等にとって非常に関係が深い問題であります。

そのためにILO（国際労働機関）は、2011年に「家事労働者条約（第189号）」というのを作りまして、「家事労働者のためのディーセント・ワークに関する条約」—— ディーセント・ワークというのは「働きがいがある人間らしい仕事」と訳されていますけれども—— を採択し、家事労働者の最低限の労働基準と基本原則を定めております。

現在、女性差別撤廃委員会は日本政府に対して、この国連の「移住労働者の権利条約」と、

ILOの「家事労働者条約（第189号）」に入るようにという勧告をしております。

家事労働の問題は、TPP（注／Trans-Pacific Partnership 環太平洋パートナーシップ）の中で労働力の自由化をどうするのかという問題であるとか、これから女性が輝く社会に向けて、保育園をつくるだけではなくて家事労働者も必要だという議論が起こっていますので、日本にとって非常に重要な問題だと思います。

日本が「女性差別撤廃条約」とどういうふうに関わってきたのかということについては、長らく女性運動をやっていたらっしゃる方はもう充分ご存じだと思いますが、簡単に復習させていただきますと、1979年の国連総会で条約が採択されまして、その翌年に条約の署名式というのがコペンハーゲンでおこなわれました。そして、1985年に批准がなされます。

この条約の署名というのは、対外的に我が国はこの条約に入りますと内容を確認した意思表示なのですが、批准までの間5年かかったのは、国内法整備と言いまして、日本の国内の法律を条約に沿った形に改正していくための準備期間が必要でした。

この間に「男女雇用機会均等法」をつくったり、高校の家庭科の男女共修を始めたり、あるいは国籍法を改正して、それまでは、外国人と結婚した日本人男性は自分の子どもに日本国籍を与えられるけれども、外国人男性と結婚した日本人女性は自分の子どもに日本国籍を与えられない、といった差別がありましたが、それらを改正した上で1985年に条約を批准しました。

その意味では、1985年の段階での日本政府の見解としては、我が国はもう充分、条約に沿った国内法体制ができたのだということで、一つの留保もなしに入ったわけですが、それから30年以上たって、やっぱりいろんなところでまだ法律上の差別というのは残っていることが、日本の女性たちからも、女性差別撤廃委員会からも指摘されています。

これは無理もないことで、世界を見渡しても完全なジェンダー平等を、法律の上でも実質の上でも達成した国というのはありません。その意味で日本だけが特殊な例ではないわけです。

また、私たち人々の意識も、10年前では当たり前だと思い、あるいは仕方がないと思って受け入れられてきたことも、日々の人権意識が磨かれていく、ジェンダーに対してセンシティブになっていくという中で、“これはおかしいじゃないか”と出てくるものがたくさんあると思うのです。それは社会が進歩したからに他なりません。

法律はそういう人々の意識に対応する形で変わっていくべきものですので、30年前にはこれでよいと思われていたことが、30年たっていろいろな意味でほころびが出てきているというのが現実だと思います。その「ほころび」とは何なのかということについては、後で委員会からの勧告のところでお話をしたいと思います。

それから、昨年私が委員長に就任した直後の委員会の集合写真をお見せしますが、23人の委員中、22人の女性と、たった1人の男性で委員会が構成されています。フィンランド

の労働法学者が唯一の男性委員で、みんなから「あなたは一人で世界中の男性を代表して
てすごい」と言われています。

ちなみに、このフィンランドのブルーン (Mr. Niklas Bruun) さんという方は、男性では
歴代 3 人目の委員で、初代がスウェーデン、2 人目がオランダ、3 人目がフィンランドなん
ですね。

皆さん、この国名を聞いてお分かりになると思いますが、いずれも非常にジェンダー平等
が進んでいる国で、世界経済フォーラムのジェンダーギャップ指数 (注/世界経済フォー
ラムが毎年公表している、各国の社会進出における男女格差を示す指標) の上位国です。ジェ
ンダー平等に関してトップの国は、男性を委員に送ってくるのですね。ジェンダーの問題と
いうのは女性だけの問題ではないという意識が、政府にも民間にもあるからだと思います。

「女性差別撤廃条約」は、その前文の中で、「窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、
教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ない
ことを (我々は) 憂慮し、……」。と述べています。

“我々は” というのは条約を採択する人たちが、ということですね。女性が開発するの
に参加できない、あるいは開発の利益を受けられていないということを憂慮する、という規定
があります。

そして、条約 14 条の中に「農村女性」という規定があります。これは、「農村の女子に対
するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる」ことが締約国の義務で
あり、締約国はすべての段階における開発に女性が参加する権利を保障するように、とい
った内容になっています。

この「農村女性」については、女子差別撤廃委員会は今年になってから、「一般勧告」と
いうものを採択しました。この一般勧告というのは、英語で「general recommendation (ジ
ェネラル レコメンデーション)」と言いますが、条約解釈のガイドラインの役割を果たして
います。

日本でも、法律をつくと指針とか省令という形で“この法律はこういうふう
に解釈してください” という、行政の指導の根拠となる文書が出されることがありますけれど
も、女性差別撤廃委員会も、その条文ごとにその条約の解釈指針としてこの「一般勧告」
を採択しております。

この農村女性についての一般勧告は、その中で「世界の人口の 4 分の 1 は農村女性であ
る」と述べています。つまり世界の人口の半分は農村に住んでいて、かつ人口の半分は女
性ですので、世界の人口の 4 分の 1 は農村女性であると。

そして農村女性は、男性と比べて特に 2 つの点で非常に不利な立場にある、とい
うことを言っています。1 つは“貧困と社会的な排除” ですね。経済的なエンパワーメント (注/
社会の構成員ひとりひとりが、発展や改革に必要な力をつけること) ができない、いろん

資源にアクセスできない、といったことについて、農村の男性も都会の男性に比べると不利な立場にあるのだけれども、農村にいる男女の間で、女性の方がそういった“資源にアクセスすることが制限されている”ということが1つです。

それから2つ目が“意思決定やリーダーシップに参加する機会が男性に比べて圧倒的に少ない”。だから、そのことが、農村に住む女性たちの貧困であるとか、あるいは教育、保健、こういったことすべてを制限しているとの原因を分析しております。

そして、それらを解決していくためには、私たちは「暫定的特別措置」という言い方をしていますが、ポジティブ・アクション（注／固定的な性別による男女の役割分担意識や過去の経験から、男女労働者の間に生じている差を解消するため、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置個々の企業が行う自主的かつ積極的な取り組み）を使って、積極的に女性を意思決定の場に押し出し、女性がリーダーシップをとる中で差別を解消していくことが、農村女性を開発に参加させるために決定的に必要なものであるという結論を述べています。

戦前の日本のように、財産は父親から息子に相続をして女性に相続権がない国であるとか、あるいは離婚する時に土地について財産分与が貰えないとかですね、資源とくに農耕する土地の所有権に関して差別が残っているということが、女性の貧困と社会的な排除を固定的なものにしているということを、委員会は批判をしております。

この「一般勧告」ですけれど、日本では内閣府の男女共同参画局が和訳をしまして、内閣府のホームページに載せてくれています。

ところが、昨日チェックした段階では、この農村女性については今年できたばかりの新しい勧告なので、まだ和訳がありません。これは一般勧告34番なのですけれど、30番までは内閣府のサイトに載っておりますので、ぜひ皆さんも内閣府の人に会ったら、「早く農村女性の勧告をホームページにアップしてください」というふうにおっしゃっていただければと思います。

<女性差別撤廃委員会について>

女性差別撤廃委員会の委員長は年に2回、春の「国連婦人の地位委員会」という集まりと、10月の国連総会（いずれもニューヨークの国連本部）で委員会の報告をする機会があります。

去年の3月の婦人の地位委員会は、私としては非常に思い出深い出来事が2つありました。

1つは、日本政府がNGOと共催をして「女性に対する暴力の削減に向けて現状と対策」というサイドイベントを、昼休みに国連本部で開いたことです。そこでは私もパネルに招かれ、堀内光子理事長がモデレーターをしてくださいます、大変な盛況で、とてもいい内容の会合ができたと思います。

それからもう1つの思い出は、この日が「国際女性デー」3月8日に近かったものですから、国際女性デーのデモ行進というのを、小雪が降る中、潘基文^{パンギムン}国連事務総長と一緒に、「女性に対する暴力をなくそう (End Violence Against Woman)」というゼッケンを胸につけて、みんなでマンハッタンの中をタイムズスクエアまで一緒にデモ行進をして歩いたことです。歩きながらプレスインタビューを受けたことも、楽しく記憶に残る思い出になっております。

<女性差別撤廃委員会の日本審査・勧告>

それでは、この「女性差別撤廃委員会」が、日本に対してどういったことを勧告しているのかということ、次にお話をしたいと思います。

「女性差別撤廃条約」は、実質的には1条から16条までの条約で（残りは手続規定）、教育・政治参画・健康・雇用・家族関係・女性に対する暴力…など、女性の生活にかかわるあらゆることが書かれているのですが、最近はその国にとって一番重要な項目を2つだけ選んで、これは確実に実行してくださいということを、勧告をするようになっています。

これを私たちは「フォローアップ項目」というふうと呼んでおりまして、たくさんある勧告のうち、2つのフォローアップ項目がすべての国について出されております。なお委員会の手続規則により、委員は自国の審査には関われないことになっておりますので、日本に関して採択された勧告には私は関与しておりません。

まず、今年の2016年の審査での2つのフォローアップ事項は、1つは「民法の改正」です。具体的には「選択的夫婦別姓制度の導入」、「再婚禁止期間の廃止」、「婚外子への差別撤廃」、それから「婚姻年齢」——日本ではこれは男子18歳・女子16歳ですけれども——を男女共に18歳にするように、という勧告を受けています。

皆さんもご承知のとおり、この選択的夫婦別姓と再婚禁止期間については、昨年、最高裁大法廷の判決がありました。

この再婚禁止期間については、6カ月間、婚姻を解消した女性が再婚できないのは憲法違反であると。ただこれを廃止しろとは言わず、「100日間に短縮すれば良い」というのが最高裁の判決の内容で、実際に民法は、この判決の内容に従って既に改正されました。しかし、女性差別撤廃委員会は、この再婚禁止期間そのものが必要ない制度なので廃止するように、という勧告をしています。

それから選択的夫婦別姓については、裁判所は「これは憲法違反ではない」という合憲判決でした。大法廷の15人の裁判官のうち3人の女性判事が全員、憲法違反だとの少数意見を書いたことは、皆さまもご承知と思います。女性差別撤廃委員会は、夫婦同姓の強制についても、実質的な平等を確保するために、結婚した女性が自分の名前を名乗り続けられるような法改正をするように、という勧告をしました。

それから2つ目のフォローアップ事項が、「マイノリティ女性に対するヘイトスピーチを禁止し、それを監視する専門家から成る独立機関をつくるように」という内容になっています。このマイノリティ女性というのは、具体的に、アイヌ民族であるとか、在日コリアンであるとか、被差別部落の女性といった具体例が勧告の中には書かれております。

この勧告が出たのが今年の3月で、その後今年の6月になってから、日本ではいわゆる「ヘイトスピーチ法」という法律が成立しました。これは皆さん、聞いていらっしゃると思いますが、正式なタイトルは「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」という、大変長い名前なのです。

ここのキーワードは、“本邦外出身者”であり、これをどうしても入れろ、ということと与党議員から言われたために、日本出身のマイノリティに対するヘイトスピーチが対象外になるような形になっており、いわゆる“外国人”に対しての差別的な言動に対して啓発をしていく、という形の法律になっております。

憲法21条で「表現の自由（の保護）」がありますので、差別的表現に対して刑事罰をかけるとか、取り締まりをするということができにくい、といった事情があります。

したがって、ここでは専ら「本邦の域外にある国若しくは地域の出身者である者又はその子孫であつて適法に居住するものに対する差別意識を助長誘発する目的での差別的言動を禁止する」となっているので、単なる“本邦外出身者”だけではなく“適法に居住する”という要件も入っているところが、法律家から見ると問題だと思います。

女性差別撤廃委員会における前回の審査は2009年だったのですが、その審査では何を指摘されたのかというと、最初のフォローアップ項目は今年とまったく同じなんです。「民法改正」ですので、「夫婦別姓」「再婚禁止期間廃止」「婚外子差別撤廃」「婚姻年齢を男女共に18歳に」、これだったのです。

それから2つ目が、「あらゆる意思決定の場に女性のためのポジティブ・アクションを導入して、政策決定の場にもっと女性を押し出すこと」というのがフォローアップの対象項目でした。

この“ポジティブ・アクション”というのをもっと、政治参画や教育の場で活用していかなければならない、というのは、変わらない日本の課題です。日本の女性国会議員の割合を見ますと、現在、世界平均が22%。これでもまだ少ないと言われておりますけれども、アジアの平均が18%ですが、日本の衆議院議員の女性割合は、このアジアの平均のさらに半分なのです。

現在、世界の100カ国以上が公職選挙に「ジェンダー・クォータ制」（注／政治等における男女平等を実現するために、一定比率を女性に割り当てる制度）と言われる割り当て制を入れていまして、選挙の候補者の一定割合とか、比例代表名簿の一定割合、あるいは議席の一定割合を一方の性に確保している国が非常に多くなっているのですが、日本もそういう

制度について検討するべきだということが、2009年のフォローアップ項目でした。同様のことは今回の2016年の日本に対する勧告でも言われています。

世界のすう勢はさらに、クオータという割り当て制から、フランスのような男女同数議会というパリテ（選挙の候補者を男女同数とすることを定めたフランスの法律の通称）に向かいつつあるとも言われています。

日本では今、議員立法で、このクオータ制をなんとか比例名簿だけでも入れようという動きがあり、法案も国会に出ていますので、ほかの先進国の動きを大いに参考にしながら少しでも前に進んでいきたいと思えます。

<女性差別撤廃委員会から先進国へのフォローアップ事項>

では、ほかの先進国ではフォローアップ事項として、どういうことが勧告されているのかということをご参考までにお話をしたいと思います。

今年の10月から11月にかけて女性差別撤廃委員会の65会期がジュネーブで開かれ、11カ国の審査をしたのですけれども、比較的日本と状況が似ている、つまり高度に産業が発達した社会で、科学技術もあり、公共交通機関も発達し、法律上の目に見える障害というのはないけれども、やっぱり女性差別が残っているという点では、カナダやオランダ、スイスも、程度の違いはあれ、日本と似ているところはあると思えました。

オランダ政府に対するフォローアップ事項としては、1つは「メディアにおける性差別について、もっと積極的に政府が取り組むように」という内容でした。男性女性の役割に対するステレオタイプ、固定化された役割分業の画像、映像、テレビドラマ、コマーシャルが多いと。

それから、オランダは、移民・難民を日本よりは受け入れていますので、黒人女性・イスラム女性はこうだ、というような偏見・思い込みに基づくメディアの報道が多いことについて、そのようなメディア表現が性差別だという根拠となる法律ないし仕組みをつくるように、といった勧告がなされました。

もうひとつのオランダのフォローアップ事項は、妊娠・出産を理由とする職場での差別をなくすことです。これは日本同様やはりオランダにもあって、このような差別を徹底的になくすようにと、加害者を訴追して刑事罰を与えるように、というような大変厳しい内容の勧告になっております。

それからスイスに対しては、スイスは連邦国家ですので、アメリカのように連邦の中央政府の下に「カントン」と言われる「州」があります。連邦でのジェンダー平等政策と州のジェンダー平等政策が必ずしも一致していないところがあり、そのコーディネーションが悪いということが、NGOからも指摘をされておりましたので、連邦と州のジェンダー平等政

策を協同させること、ということが一つ目のフォローアップ事項でした。二つ目は、ヨーロッパも、今、日本と同じような少子高齢化の問題を抱えておりますので、老齢年金をもっと、“Sustainable”な、“持続可能”なものにすること、特に女性は男性と比べて賃金が低いので、高齢女子の貧困を予防するために老齢年金制度を改善するべきだ、という非常に難しい課題がスイスには与えられました。

そのほか多くの国では、女兒に対する教育、それから女性に対する暴力の撤廃が大きな課題になっており、フォローアップ事項としても、これらの課題が非常に目立つようになっていきます。

日本でも、教育についてはまだまだジェンダー平等が達成されていないということが指摘をされております。特に、皆さん、「STEM」という言葉を聞いたことがありますか？STEM、S・T・E・Mと書くのですが、「Science, Technology, Engineering, Mathematics」の頭文字なのです。

「Science」の「科学」、それから「Technology」の「技術」、「Engineering」の「工学」、「Mathematics」の「数学」ですね。これが各国とも、女性がなかなか進出をしていない分野なのです。しかし21世紀の情報化社会を生き抜くためには、国の経済にとっても、これらの教育を受けた女性たちが必要です。

子どもの時から「女の子は数学が苦手」とか「実験が嫌い」というように、理科系は女性分野ではないと、教師も親も思っているために、もしかしたら理系の才能があるかもしれない、あるいは、働きかけをすれば理科系の分野に関心を持つかもしれない女の子が、なかなかこの「STEM」の分野に進んでいけないということが問題になっています。

今年倉敷で開かれたG7の教育大臣会合では「倉敷宣言」が採用されましたが、その中で「シチズンシップ教育」の重要性に触れています。「シチズンシップ」というのは普通「市民」とか「市民権」というふうに訳しますが、日本政府の仮訳も片仮名文字で「シチズンシップ」としか書いていません。

耳慣れない言葉かもしれませんが、開発教育であるとか開発経済についての本を見ますと、このシチズンシップ教育というのは、自分と世界のつながりを発見して、関係の在り方を問う中で、一つはグローバルな視野を獲得する、自分の視野を広げる人間を育てる、ということですね。それから、地球社会に生きる市民としての権利と責任を果たす、という意味もあり、この「SDGs」につながるところが大変大きいと思います。

特に、SDGsでいうところの、人権や多様性を尊重するということは、単に「多様性を尊重します」と思うだけではなくて、社会的正義や平等に自分に関わろうとすることが必要だと思います。自分が何かのイニシアティブをとる、自分がアクションを起こすというような人間を育てていくということが大切だ、という視点は、私は非常に重要だと思います。

実はこのG7の7人の教育大臣のうち、男性の大臣は日本の馳大臣（注／馳浩 [はせひろ

し] 現文部科学大臣・教育再生担当大臣) 1人だったのですね。あと6人全員は女性、G7のうち6カ国は女性大臣でした。

文科省のサイトに倉敷会合の写真が載っていますが、一番左側にいる女性が、ユネスコのトップのイリナ・ボコヴァさん(注/イリナ・ゲオルギエヴァ・ボコヴァ 現ユネスコ [国連教育科学文化機関] 事務局長)という、ブルガリアの元外務大臣だった方で、ユネスコの代表の立場でこのG7の会合に来られました。

実はこの方は、今年、潘基文事務総長の後任として、女性の事務総長が誕生するのではないかという中での最有力候補だったのですね。

それで、女性差別撤廃委員会も国連の内外も、潘基文さんが5年2期で10年やりましたので、“次はぜひ女性を”ということで大変期待をしていたのですけれども、ふたを開けてみましたら、ポルトガルの元首相のグテーレスさん(注/アントニオ・グテーレス 元ポルトガル首相、2005年から2015年まで国連難民高等弁務官を務めた。2017年1月に次期国連事務総長に就任)という、国連難民高等弁務官事務所のトップだった方が決まりました。

その意味で女子差別撤廃委員会は、今期は大ショックで、まずイリナ・ボコヴァが事務総長になれなかった。それから、ヒラリー・クリントンも落選してしまった。委員会の会期中にアメリカ大統領選挙があったものですから二重のショックでした。

<SDGsについて>

今日は開発の専門家の方々が見えていますので、私の話の後に「MDGsからSDGsへ」というお話が詳しくあると思いますが、冒頭の堀内理事長のお話にもありましたように、もともと西暦2000年、新世紀になった時に、国連総会は「ミレニアム開発目標」というのを作りまして、「西暦2015年までに地球上から極度の貧困をなくす」という目標を立てました。

この時に、8つの目標と21のターゲットというのがありまして、各国この目標に向けて努力をした結果、国際社会の総括としては、「進展はあった」「ミレニアム開発目標はやって良かった」という評価になっていると思います。

他方で、当然ながら残された課題もたくさんあり、特に極度の貧困と言われる、1日1.25ドル以下で暮らす人の数が減った大きな原因が、中国とインドが経済成長し、どちらも人口が大変大きな国ですので、中国とインドの国民総生産が上がれば世界中の貧困者は数の上で減ったことになるわけですね。

けれども、それが世界的に本当に、今日食べる物にも困る、病気になっても医者にも行けない、という人の数を減らしたかということ、そうではないのではないか、ということが言われています。

また、そのミレニアム開発目標の中でも女性たちが非常に関心を持っていた、妊産婦の健康改善ということに関しては、そもそも統計がある国自体が50%台というような数字もあり、実態も分からないという状態が続いておりました。

だから、全般的にそのミレニアム開発目標は、貧困撲滅とか感染症対策ということでは効果があったけれども、リプロダクティブ・ヘルス（注／リプロダクティブ・ヘルス／ライツ＝性と生殖に関する健康／権利 1994年、エジプトのカイロで開かれた国連の国際人口開発会議で提唱された概念）であるとか、女兒の教育、ジェンダー平等といった面では、目標達成ができなかったという声が大きいです。

そのために、この2016年から2030年までをターゲットとする持続可能な開発目標を新たに作り、これを達成するために各国が努力していこう、ということになっております。

SDGsはミレニアム開発目標よりはるかに目標が大きくなり、17の目標と169のターゲットとなっています。

今日は大変きれいなプログラムを皆さんのお手元にも配っていただきましたが、この裏表紙に「SDGs」の17のゴール、それぞれの色分けがされています。私は今日、国連グッズで、この17の色が付いたバッジも付けてきましたが、この中で、5番目で赤の印で「ジェンダー平等を実現しよう」というところに、当然ながら女性差別撤廃委員会は非常に大きな関心を持っています。

この「SDGs」の特徴としては、私は3つの点がとても大事だと思っています。

1つは、冒頭で堀内理事長のお話からもありましたように、今までは、貧困を解消するという問題は、それは途上国の問題だから、ODA（注／Official Development Assistance 政府開発援助）をやって技術移転をして、貧しい国が経済発展をしていけば貧困がなくなるんじゃないかという考え方が支配的でした。しかし、そうではなくて、これは先進国にとっても途上国にとっても問題である、ということで、「ユニバーサル」と私たちは言いますけれど、普遍的な問題だというふうに関心を捉え直したことです。

2つ目は、SDGsは「格差」に注目をしているということです。過去15年に起こった変化というのは、先進国でも途上国でも、ものすごくお金持ちがたくさん出てきたと同時に、ものすごく貧しい人もたくさん出てきていて、中間層が分解していつているわけですね。そういう時代に、平均値をとって「日本国民の所得は平均いくらです」といっても、その平均所得でみんな暮らしているわけではありません。その何倍もの収入がある人もいれば、生活保護ライン以下で生活している人もたくさんいるわけなので、平均値をとるのではなく、その社会の中にある「格差」に注目をしていこうという点が、SDGsには、私はとても大事な点だと思います。

3つ目は、これまで「開発」というとすぐにODAと結びつき、それは政府開発援助でやることである、というイメージがあったのではないかと思います。そうではなく、開発に関わる主体というのは、実は民間企業も開発に関係しているし、NPOも関係している、ということで、開発に関わる主体が多様化していることに注目した点が、大きいと思います。

今後、国連の「経済社会理事会」という、政府間で作る理事会の中に「ハイレベル・パ

ネル」というのがありまして、この「SDGs」の達成状況については、各国の状況の検討をしていきます。

その中で、ジェンダー平等を実現しようということを、各国がどういうふうにとどこまで達成できたかということ測っていくために、女性差別撤廃委員会や、あるいは、国連組織である「UN-Women」（注／ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関の略称）が果たす役割は、大変大きなものがあると思っております。

私たちは、人権条約に基づいてできた委員会のことを「人権条約機関」というふうに呼んでおりますけれども、この人権条約機関が、この持続可能な開発目標をどう見ているかといいますと、当然ながら、非常に積極的な、肯定的な評価をしております。

その理由としては、大きく3つの点が挙げられます。1つはこの「SDGs」が、人種や皮膚の色、それから性や言語、宗教、政治的その他の意見、民族的または社会的出身、財産や出生によって差別されない、と述べている点です。つまり、「誰一人取り残さない」ということは、1948年の世界人権宣言（注／人権および自由を尊重し確保するために、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言したもので、第3回国連総会において採択された）にうたわれていたことで、そのことを「SDGs」が再確認し、さらに、この世界人権宣言にはなかった移民や難民の保護とか権利の擁護、あるいは、障害者の権利擁護ということに発展させた点は、非常に高く評価をしております。

人権条約機関は、人権を促進し、保護し、進展させるという役割を負っているわけですが、そのことと、今国連全体が取り組もうとしている「SDGs」というのは、ほんとに両方の車輪のように、とても大事なものだという評価をしております。

それから2つ目に、先ほど述べましたように、途上国先進国に関わらず、すべての国が取り組む目標になっているという点も、人権条約機関としては大きな進展だと思っております。

それから3番目に、これは多少、専門的なことになりますが、これまで“開発の権利”というんですね、例えば食糧に対するアクセス、水に対するアクセス、あるいは住居に対する権利というような、人権のカatalogでいうと“社会権”と言われるものに関係しているというふうに考えられてきました。しかし、この「SDGs」に含まれている2030年に向けたアジェンダ（注／国際的に取り組むべき「検討課題」や、政府や官公庁などで公式に実施すべき「行動計画」を指す）は、それだけではなくて、市民の結社の自由であるとか、表現の自由であるとか、私たちが言っているところの“自由権”的な権利も大事なのだと言っています。

これらの自由権があって初めて“経済発展の権利”と一緒にリンクしていけるのだということ強調している点でも、高い評価がなされております。

これに対して、そうは言うもののやっぱり、この「SDGs」で不十分な点もあるのではな

いかという議論もなされております。

1つは、この「SDGs」は17の「目標」と196の「ターゲット」でしかないので、「国連で採択されました」というだけであって、法律的な拘束力というのは当然ながらないわけですね。

そうすると、人権基準に類似はしているけれども、国際法としての拘束力がないので、これに達成していなかった時に、何を基準にして、どうやって物事を解決していくのか、あるいは政府に対して、どうやって行動を迫っていくのか。それは国際法が基準となるべきである、ということ条約機関は繰り返し述べています。

それから、これは採択の課程で議論があったところですが、「LGBTI」と呼ばれる性的マイノリティについては、SDGsが一切触れていないことを批判する人たちもいます。

この「LGBTI」というのは、レズビアン (L)、ゲイ (G)、バイセクシュアル (B)、トランスジェンダー (T)、それから最近は、インターセックス (I) というのを入れて「LGBTI」というふうに表現を、国連文書ではしておりますけれども、この人たちの権利擁護については、特にこの「SDGs」の文書というものは触れてはおりません。

それから、強力なアカウンタビリティの機構が必要ではないかと言われております。この「アカウンタビリティ」というのも非常に日本語に訳しづらい言葉ですが、「説明責任」というふうに訳している文献もあります。

つまり、この国がどのくらい目標を達成したのか、誰がどのようにレビューしていくのかという点で、機構づくりが不十分だという指摘がなされています。

条約機関としては、同じことを何回も繰り返すのではなく、条約機関にも相当な程度の資料とかデータは蓄積されているので、それをぜひ政府には使ってほしいということを繰り返し主張しています。

それから、女性差別撤廃委員会が、この「SDGs」と今までどういうふうに関わってきたかという、ちょっと若干、技術的・専門的な話になってしまうのですが、今日恐らく会場の中には「SDGs」に私よりもっと詳しく、ぜひこの話を詳しく聞きたいと思ってみえた方もいらっしゃると思うので、そのことについて、ごく短くご説明したいと思います。

女性差別撤廃委員会の中には、作業部会というのが幾つかありまして、例えば「個人通報作業部会」とか、「農村女性の作業部会」とか、自分の興味があるテーマでボランティアを募るわけですね。

その中で「SDGsの作業部会」というのがあります。これはもともと「UN-Women」という国連の女性組織がありますので、もともとは「UN-Women 作業部会」と言っていたのですが、SDGsの作業をするには、やっぱり女性差別撤廃委員会だけではなくて、UN-Womenと一緒に作業しなくちゃいけないということになり、「UN-Women/SDGs 作業部会」という名前の作業部会をつくりました。

それと同時に、それぞれの国のレポート審査が終わった時に、必ずSDGsについて一段

落、勧告をどの国についても入れることにしております。

具体的には、この「持続可能な開発目標」の実施の課程においては、女性差別撤廃条約に沿った、実質的なジェンダー平等を実現するという内容を締約国に求める、という内容です。

最後に、今 UN-Women と女性差別撤廃委員会が一緒につくっている、ジェンダー平等を測るための指標をご紹介します。最後に替えたいと思います。

ある国が、女性差別解消のために努力をしているかどうか、あるいは、ジェンダー平等を達成するための政策をとっているかどうか、ということはどうやったら測定できるのか、というのがここで指標をつくる意味であります。

例えば、今、少なくとも先進国のほとんどすべては憲法の中に男女平等条項を持っています。例えば日本国憲法も、有名な憲法 14 条というのがあり、性差別というのはそもそも憲法が禁止をしているわけですね。

しかし憲法 14 条がありますということと、その国が実際に差別を禁止していることとはレベルが異なる話です。例えば「直接的な差別、それから間接的な差別、この両方を国の法律の中で禁止をしていますか」という聞き方をすることになっています。

日本の場合は、間接差別を禁止した法律というのは明文ではなく、雇用機会均等法の中で、間接差別を、省令で定めた一部のものについてだけ禁止がされているという現状にあります。

だからこれを、雇用機会均等法の一つの条文や省令にとどめるのではなく、例えば国の差別禁止法であるとか、あるいは、もっとその上位の男女共同参画社会基本法だとか、そういったものの中に間接差別の定義を入れていくといったことが必要になってくると思います。

それから、ジェンダーに基づく差別を私は受けた、という人が、裁判を起こせるのは、これは先進国では当たり前の話です。それだけではなく、裁判所に行かなくても苦情を受け付ける独立の行政機関——私たちは「国内人権機関」と呼んでいますけれど——、そういったものがあるのかどうか。あるいは、女性の政治参画に関してクオータ制があるのかどうか。

それから、セクシャルハラスメントについては、雇用の場に関しては法律を持っている国が多いのですが、教育とかスポーツの場におけるセクハラを規制するような法律があるのかどうか。

あるいは、レイプに関する法律も、暴行・強迫ということを要件としなくても、あるいは、被害者が抵抗したかどうかということの問題にしなくても、“被害者の同意の不存在”ということに焦点を当てた形で、刑法その他の刑事罰が決められているのかどうか。同一価値労働や同一賃金の法律はあるのかどうか。それから、私たちが「児童婚」と呼んでいる 18 歳未満の婚姻は禁止されているのかどうか。

女性差別撤廃委員会では、こういったモデル質問を作成しながら、SDG s 達成を測定する指標作りに参加しているところです。

最後に、今日の私のお話のまとめとして申し上げたいことは、「誰一人取り残さない」という、この SDGs の、この精神に基づいて、日本の法律の中に残る“ジェンダーに基づく差別”を、この機会に総点検する必要がある、ということです。

その際に、女性差別撤廃委員会から日本政府に対して出した総括所見勧告は、完全なものとは言えませんが、日本のジェンダー平等政策を考える上で、参考になるものだと私は信じております。

また、女子差別撤廃条約をはじめとする国際人権条約は、国連の3つの目的、つまり「人権の尊重」「経済開発」、それから「平和安全保障」と密接に関連しているということが、この SDGs によって、より関連性が明らかになったと思います。

この SDGs の実施に関しては、先ほど申しましたように国別レビューが始まり、聞くところでは、日本は来年、このレビューの順番が回ってくるということでございますので、そうした実施に対しても、市民社会と言われる NGO や NPO、女性団体が積極的に関心を持って行動をとっていく必要があると思います。

以上、大変駆け足になってしまいましたが、本日の基調講演のまとめとさせていただきます。どうも、ご清聴ありがとうございました。

■司会

林様、貴重なお話をありがとうございました。林様は、引き続き次のパネルディスカッションにも参加されますので、質疑応答に関しては、その時に承りたいと存じます。

それでは、林様ありがとうございました。皆様、もう一度、盛大な拍手をお願いいたします。

続きまして、本日の特別ゲストの北郷恭子様にお話を頂きます。

北郷様は、外務省総合外交政策局女性参画推進室長でいらっしゃいます。国連で昨年始まった「SDGs（持続可能な開発目標）」を達成するために日本が今後どう動いていくのか、というお話と、女性参画推進についてお話させていただきます。

それでは北郷様、よろしくお願いいたします。

特別ゲスト

北郷 恭子

外務省
総合外交政策局女性参画推進室長

よろしくお願いたします。外務省の北郷と申します。

今日は、ご紹介いただきましたとおり、題名としては、日本における「持続可能な開発目標（SDGs）の実施と女性参画推進について」と続けて書いておりますけれど、「日本における SDGs の実施について」と、それから、外務省において、「女性参画推進」、これはまさに SDGs の中のゴール 5 の実施にマッチしていくものですが、我が国がどういう取り組みをやっているか、の 2 つについてお話しさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。



まず、「我が国における SDGs の実施」ということで、日本政府がどのように SDGs に関わってきたか、関わろうとしているか、ということについて簡単にお話しさせていただきたいと思っております。

SDGs は先ほどからご紹介のありましたとおり、去年の 9 月に採択された大変新しい目標です。この目標はいきなり出てきたわけではなくて、当然その前に政府間交渉があって、それより前に「こういう SDGs みたいなものをつくる必要があるよね」という議論が、さらに何年も前からあったわけです。

SDGs が採択される前の 2000 年から 2015 年までの間は「ミレニアム開発目標（MDGs）」という、この SDGs の前身になる開発目標があったのですが、その実施期限が来る前に、「2015 年が一応、目標の期限になるよね。その後はどうしたらいいんだろうか、我々はもう新しい目標はいらないんだろうか」という話をしてきた時代から、日本は、「いやいや、2015 年が来ても MDGs をちゃんと達成して世界の貧困がなくなって、みんな繁栄していけますよという状況にはならないですよ、だから、我々は MDGs 達成期限の後に何をやっていったらいいかについて議論していこうではありませんか」ということを、日本はもともと何年も前から言い始めていました。

(1) のところにありますが、国際社会の議論が本格化する前から、我が国は対話の機会等を通じて積極的にいろいろと貢献してまいりました。

政策対話を主催したり、国連総会、毎年9月に「ハイレベル・ウィーク」といって、首脳たちが集まる時期がありますが、その時期にサイドイベントを行ったり、さまざまなことをやりました。

その後で MDGs の実際の政府間交渉を行う時にも、日本としては、特に開発援助を行うにあたって、人間の安全保障という理念を大事にしてきたのですが、これは人々一人ひとりに着目して、その人たちの生活を改善していく、その人たちの権利を守っていく、そういう考え方ですが、その理念を推進しましょうということで、それを我々の理念の核に持ちながら、SDGs を策定する交渉にも臨みました。

そして、日本政府が大事だと思っていて、得意としている分野である、質の高いインフラとか、保健分野とか、女性ですとか、教育ですとか、防災ですとか、こういう分野が SDGs の中に具体的に入ることになったということになります。

これが最終的に、去年の9月に採択されて、今年から実施しなきゃいけないことになっています。これは世界中の国が実施しなきゃいけない、つまり、日本も実施しなきゃいけない。これまで、MDGs の時代は、日本がやるというよりはほかの途上国がやる、日本はそれを助けてあげると、そういう立場だったので、我々は“我々が実施する”ための体制をつくってなかったわけですが、当然、この SDGs になってからは、我々も国内実施をしなければならなくなり、そのために実施のための体制をつくりました。

総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とし「SDGs 推進本部」というのを設置しまして、5月20日というのが第1回の会合だったのですが、その日に「SDGs 実施指針」というのをこれからつくりますよ、ということを決めました。

今、実際にどういうふうな実施指針にしたらいいだろうかと、まだ議論をしていて、だいぶ形は見えてきていますが、今年中には策定したいということになっております。

実施指針をつくるにあたって、9月12日及び11月11日に、SDGs 推進円卓会議というのを実施しまして、これは政府の中だけではなく、SDGs に関係する、本当はみんなに関係するんだと思うのですが、特にいろいろなご意見がある NGO、NPO の方ですとか、学者の先生方ですとか、地方自治体の方ですとか、民間企業の方ですとか、いろいろな方を交えてステークホルダー（注/stakeholder 企業の経営行動などに対して、直接的・間接的に利害が生


I. 我が国における持続可能な開発目標 (SDGs) の実施

(1) SDGsの議論や交渉への積極的貢献

- 国際社会の議論が本格化する前から、対話の機会等を通じて積極的に貢献。
- ✓ 政策対話の主催(2011年～2013年)、国連総会でのサイドイベント開催(2013年には安倍総理と岸田大臣出席)等。
- SDGsの交渉過程でも、人間の安全保障の理念の下で積極的に貢献。
- 我が国の重視する開発課題を盛り込んだ。(質の高いインフラ、保健、女性、教育、防災等)

(2) 今後の実施に向けて: SDGs推進本部の設置

- SDGsが採択された2015年の国連サミットにおいて、安倍総理から、SDGsの実施に最大限取り組む旨を表明。
- 今後、国内実施と国際協力の両面で率先して取り組むには、関係省庁が連携し、政府一体で取り組む体制が不可欠。
- G7伊勢志摩サミットでもSDGsを議論。議長国としてSDGsに率先して取り組む姿勢を表明。



SDGsを採択した国連サミットで演説する安倍総理(2015年9月)

- ✓ 5月20日に、総理を本部長、全閣僚を構成員とするSDGs推進本部を設置。
- ✓ 同日の第1回会合において「SDGs実施指針」を策定していくことを決定し、策定中。
- ✓ 9月12日及び11月11日、SDGs推進円卓会議を開催。幅広いステークホルダーと意見交換。

じる関係者)との意見交換会を行っています。

この図は、プログラムの中にもありますが、これがSDGsの目標ではありますが、その中で日本が特に取り組まなければいけないと言われている課題というのが幾つかあることを示したものになります。

四角で囲ってあるのが比較的日本が取り組むべきと思われる要素になります。

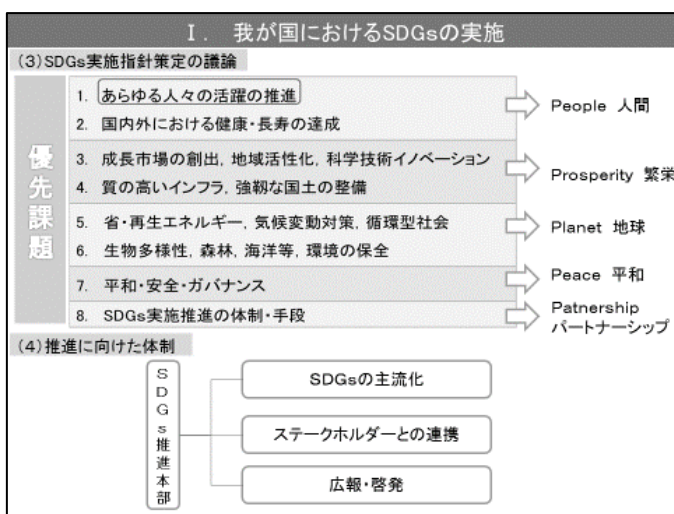
一番下のところに書いてありますが、

成長・雇用ですとかクリーンエネルギー、イノベーション、循環型社会、リサイクルとかをきちんとやっていくということです。あと温暖化対策、生物多様性の保全、女性の活躍、児童虐待の撲滅、国際協力など、特にそういう部分に焦点を当てながら日本でのSDGsの実施をしていきましょう、ということになっています。



日本自身の課題に関係が深い目標の例 ⇒実施には、多くの国内省庁が関係。

- 成長・雇用 ●クリーンエネルギー ●イノベーション ●循環型社会(3R: Reduce Reuse Recycle 等)
- 温暖化対策 ●生物多様性の保全 ●女性の活躍 ●児童虐待の撲滅 ●国際協力 等



そして、今まさに作っている「SDGs 実施指針」ですが、その策定の議論の中で、優先課題が8つ挙がってきています。

1つ目が「あらゆる人々の活躍の推進」、ここはちょっと赤丸を付けていますが、これが主に女性の活躍ということにつながっていますので、これについて、これから先、お話しさせていただきます。

2つ目が「国内外における健康・長寿の達成」、3つ目が「成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション」、4つ目が「持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備」、5番目が「省・再生可能エネルギー」、省エネを進めて再生エネルギーを使うようにしましょう、ということですね、「気候変動型対策、循環型社会」を目指す、それから6番目が「生物多様性、森林、海洋等の環境の保全」、それから7番目が「平和と安全・安心社会の実現」、8番目がこれはちょっと実施の在り方ですが、「SDGs 実施推進の体制と手段」ということで、非常に幅が広いものになっています。

従って、SDGs 推進本部というのが、総理大臣をヘッドとして全閣僚が構成員となってい

る、つまり全部の省庁が結局関わってくる、そういう幅広い取り組みをやらなければいけない状態になっています。

8つの優先課題が出ていますが、うまく要素をまとめますと、この、右側にある「5つのP」と我々は言うておりますが、「People (人間)」、「Prosperity (繁栄)」、「Planet (地球)」、「Peace (平和)」、「partnership (パートナーシップ)」の5つになります。

この5つを着眼点としながら、我々は実施指針を策定していこうと思っております。

その下に「推進に向けた体制」というのがございますが、これはSDGs推進本部がどういう方向で仕事をしようとしているか、ということなんです、まず1つ目が「SDGsの主流化」、これはどういうことかといいますと、日本政府ですので、いろんな政策を策定して実施していくわけですが、その時に「SDGs」という視点を必ず忘れないようにして、それをきちんと中心的に考えながら政策を決めていく、実施していく、そういうことに努めましょうということが、我々自身がやることとして挙げられています。

2番目がステークホルダーとの連携ということで、これはまさに、先ほど林先生のお話でもありましたが、各国政府がやっているだけではうまくいかない、政府だけでは、目標をきちんと立てることも、達成することも恐らくできない、という認識もありまして、関係する、いろんな実情を知っている、いろんな活動をされている経済団体ですとか、地方自治体の方ですとか、NGOの方ですとか、そういう方と連携して、やり方を決めて進めていく、そういう連携をとっていくこととしています。先ほど申し上げたSDGs推進円卓会議という、SDGs推進のためのステークホルダー会合もあるし、それぞれの分野でも、関係する政府でない人たちとの連携をとっていくということになっています。

それから、さらに言うと、広報啓発活動も重要ということになっていまして、SDGsが国連で決まりましたといっても、それだけでは誰がそれを知っているのかということになるわけです。

ところが、SDGsは、生活のいろんな場面、場面で出てくるお話で、できるだけ多くの方が、SDGsという目標があって、それが持続可能な社会、それは最終的に見ると地球規模で、いろんな国で、地球全体がどこかで持続することができなくなって崩壊してしまうことなく続けていける社会を実現するために必要だ、ということで立てられた目標であるということを知ること、個人個人で普段の生活でちょっと気を付けていくことができるようなこともあるわけです。

例えば、CO2対策なんかもそうだと思いますし、女性の権利を守るとか男女平等というのもまさにそうだと思うのですが、個人個人が気付くことでちょっとずつ変わっていく。

知らなければ恐らく全然、政府がどんな対策をとっても達成はできないと思いますので、こういう議論があったんですよ、こういう目標があるんですよ、ということを皆さんにお知らせしていく、これもSDGs推進本部の重要な役割であるということで、これから広報にもっと力を入れていくというふうに向っております。

次に国内の女性政策について、SDGsに関連して、SDGsができるちょうどその前ぐらいに決まったようなものから、簡単にご紹介します。

これはSDGsの実施にも確実に役に立っていきたくらうと思われるものですが、1つは今年の6月に決まった「一億総活躍プラン」、ここでは働き方改革ですとか、子育て・介護の環境整備ですとか、希望出生率1.8に向けた取り組みですとか、そういうことをやっていきましょうということを政府のほうで決めております。

それ以外にも第4次の男女共同参画基本計画、それは去年の12月ですが、こちらでも、男性中心型労働慣行の変革ですとか、女性の採用と推進ですとか、さらに成果目標も決めて、数値目標を決めて、それを実施し、成果を出していきましょうということをやっています。

そして今年、一番女性関係で大きな法律策定としましては「女性活躍推進法」、これが4月に完全施行になりましたが、これで女性の活躍に向けた取り組みを、大企業、従業員300人以上の企業においては行動計画をつくって、それを公表しなさいということが決まりまして、もう既に99.9%の大企業はすべて、この行動計画をつくって公表しているそうです。

それ以外にも、公共調達の場合で女性活躍に力を入れている企業は「えるぼし」認定というのを付けまして、そういう企業は公共調達で優遇できるという仕組みも導入しました。

来年の1月には、雇用機会均等法の改正も予定されていて、妊娠・出産・育休等に関するハラスメントの防止措置を義務付けることになりました。今までは「やってはいけません」という禁止措置はありましたが、防止措置の義務付けというところまでいってなかったの、もう少し実効性高く“マタハラ”をなくしていく。そういうことも法律上予定されているということです。

次に、こちらは外務省のやっている女性活躍に向けての取り組みです。

1つ目はG7伊勢志摩サミット、今年の5月に行われたサミットですが、そこで女性が結構大きく取り上げられましたので…と言いますのも、日本が議長国ですので、今年は日本が議題を提示して、これをやりましようと言える立場にあったので、女性についても結構頑張って取り上げたところです。

で、女性関連のSDGsの実施を主導していこうということになりました。それで、すべての政策で女性活躍の主流化を図ること、これをG7全体でコミットいたしました。特にこの下の3つが成果になるのですが、1つ目は「女性の能力開花のためのG7行動指針」というのを作りまして、そこで、“能力開花”

II. 外務省の進める女性の活躍	
(1) G7伊勢志摩サミット	
狙い	女性関連のSDGs(持続可能な開発目標)の実施を主導するとともに、全ての政策分野で女性活躍の主流化を図ることにコミット。特に、以下の3分野について具体的な成果をあげる。
「女性の能力開花のためのG7行動指針」	1 持続可能な、包括的で、かつ公平な経済成長に向けた女性及び女性の能力開花 <small>(教育及び職業におけるジェンダー格差と固定観念の撤廃、女性の就業等に関する教育の充実、女性の健康のための教育、学習環境の改善)</small> 2 国際平和及び安全保障に向けた取組に対する女性の能力開花と参画の促進 <small>(国連PKO要員等に対する訓練強化、司法及び安全保障分野の女性のリーダーシップ増強と女性の代表性向上、緊急事態対応への女性の関与強化、防災における女性の代表性向上)</small>
「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ(WINDS)」	各国がSTEM(科学、技術、エンジニア、数学)分野の女性キャリアにビジョンを示し、活躍推進の環境整備を後押しすることで、女性の経済的地位(含む:所得)向上、成長戦略に貢献する。 <small>(リーダーシップ増強自身のコミットメント、ネットワークG7が互いに、つながり、学び、励まし合う、イニシアティブG7-WINDS特別イベント)の開催</small>
女性・平和・安全保障分野における具体的進展	1 あらゆる形のジェンダーに基づく暴力の撤廃 <small>(被害者支援を含むあらゆる取組の推進、不処罰の文化への対処、性的搾取に対するゼロトラランス政策及び安保理決議2272号の完全な実施を要請)</small> 2 平和・安全保障の主要なアクターとしての女性の活躍推進 <small>(紛争の予防、解決、平和構築、復興等における女性の参画の重要性を認識、安保理決議1325号に基づき女性・平和・安全保障に関する国家行動計画の策定・実施の、支援、国際紛争調停者における女性のプレゼンス向上にコミット)</small>

という非常に広いんですけれど、主に女性の教育、職業訓練、そういう分野でまず男女差別をなくして、女性が不利にならないようにしましょうということについて行動指針にしました。

内容としては、女性の健康面での教育。自分の健康についてよく理解していなければ、女性はきちんと活躍できませんから、そういうことの教育。

それから、女兒の学習環境の改善、具体的には、例えば学校に通えないような子、途上国に多いですけれど、特に女の子のほうが、そうなる確率が高い。女の子はあまり学校に来なくていいよとみんなが思っていたりとか、学校の先生が女の子に対する扱いがちゃんとできなかつたりとか、あと女子トイレがないとかですね。女子トイレがないというだけで、女の子は本当に来にくくなるんですね。

そういうことを改善していきましょう、そういうことを我々は途上国支援という分野でもやっていきましょうということが入っています。

もう一つは、国際平和および安全保障に向けた取り組みに対する女性の能力開花と参画の促進と書いてありますが、平和・安全保障分野というのは、あまり男女と関係がなさそうなんです、実際に紛争が起こっている場面では、女性のほうが被害を非常に受けやすい、性的暴力なんかの対象になりやすい。だから、女性は被害者だから保護されなきゃいけない。

そこまではもともと考え方としてあったのですが、今は、それだけではないという考え方が強くなってまいりまして、紛争を終結させる、それから、紛争が終わってからコミュニティをもう一回再構築していく。そういう場面で女性がちゃんと参加しているほうが、女性にとって暮らしやすい社会ができる、と思われているんですね。

そういうためにも、平和構築に参加するための女性の能力を強化して、実際に参画を進めていく。こういうことをやっていきましょう、ということがG7の行動指針に書かれています。

2つ目が、先ほど林先生の“教育大臣会合”のところでもお話がありましたが、女性の理系キャリア、これがやはり女性では割と少ない。日本は非常に少ないですけれど、G7のほかの国もやや少ないということもあって、「(女性の)理系キャリア促進のためのイニシアティブ」というのを立ち上げました。

ここで、女性で、理系で成功されている方をロールモデルとして示したり、政府としてもそういう情報を与える機会をもっと作ったりすることで、女の子たち、若い人たちが理系に進みたいと思うようになってきたり、また、進めるようになるように努力していきましょうということを打ち出しました。

3つ目の女性・平和・安全保障分野における具体的進展、これはちょっと1つ目のG7行動指針の2番目とかぶる部分があるんですけれど、特に紛争地域でのジェンダーに基づく暴力を撤廃する。

これは、例えば、PKOとかで、国連などが組織する部隊が入った時に、そこで性的暴力があった等の不祥事があったものですから、そういうことを絶対にしないようにしましょう、

レイプをした人がそのままになるんじゃなくて、その人たちは犯罪者として処罰されるようにしなければいけない、とかですね、そういうことがきちんと守られるように担保していくようにしましょう、というようなことが決まりました。

そしてG7サミットの際には、日本政府として、女性活躍のための開発戦略という、我が国ODAの方針を、SDGsと開発協力大綱という日本のODAにかかる大方針の両方を踏まえて、女性関連の援助方針を策定しました。

II. 外務省が進める女性の活躍

(2) 女性活躍のための開発戦略

<p>持続可能な開発目標(SDG) (ゴール5女性のエンパワーメント)</p>	<p>基本理念・アプローチ</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 女性の力は成長の源泉との認識 ✓ 人間の安全保障を実現 ✓ 日本の強みであるきめ細やかな支援
<p>開発協力大綱 (女性分野も含め分野別政策の策定を決定)</p>	

重点分野

- ✓ 権利の尊重・脆弱な状況の改善 ⇒ 女性の健康や生活にやさしい環境の整備
母子保健サービス強化、母子手帳等
女性にやさしいインフラ整備(例:女子トイレ、女性専用車両等の整備)
- ✓ 能力の発揮のための基盤の整備 ⇒ 女子教育の推進・強化
STEM(科学・技術・工学・数学)教育支援に貢献する。(例:女性工学系教員の育成、女性の理工系研究者への支援)「女児・女性の教育関連分野で、2015年から2017年までの3年間で420億円以上のODAを実施する」というコミットメントを着実に実施中。
- ✓ 女性のリーダーシップ向上 ⇒ 防災分野等における女性のリーダーシップ推進
「仙台防災協力イニシアティブ」に基づき、男女共同参画の視点に立った防災・緊急支援を実施し、防災分野における意思決定過程への女性の参画を推進する。

□ 女性の権利を尊重し、能力発揮のための基盤を整備するために、女子の学習環境の改善が不可欠との認識に基づき、女子教育の普及が遅れている地域(アフリカ、南アジア)を中心に学校建設等により約5万人の女子の学習環境を改善。

□ 女性のリーダーシップの強化が政治・経済・公共分野における発展のために不可欠との認識に基づき、母子保健、防災、平和構築(警察、人身取引対策)、起業等の分野における約5,000人の女性行政官等の人材育成を実施。

真ん中の重点分野というところは3つありますが、1つ目は権利の尊重、脆弱な状況の改善ということで、女性の健康・生活、そういう部分に焦点を当てましようというのが一つ。

それからもう一つは、能力の発揮ということで女子教育ですね。これが2つ目。それから3つ目が、女性のリーダーシップ向上ということで、特に、防災分野。日本

は特に自然災害が多いこともあり、いろいろ知見もありますので、そういう中で、先ほどの平和・安全保障と類似したところでもありますが、コミュニティをもう一度再建していく中で女性が意思決定に関わっていくことで変わってくるという、我々の知見を共有して、それを役立てていくということにしようと思っています。

次に、平和・安全保障と女性との関係について、先ほど申し上げたように「女性の参画が重要です」という話は国連安全保障理事会でも2000年に決議が出ておりまして、安保理決議第1325号という大変有名な決議なのですが、それに基づいて、各国が平和・安全保障分野での女性の参画や女性の保護について国別の行動計画を作りなさいということが決められています。

II. 外務省が進める女性の活躍

(3) 女性・平和・安全保障

安保理決議第1325号

女性と平和・安全を関連づけた初の安保理決議(2000年)

- 女性が紛争の影響を受けやすいことを認識
- 紛争予防・紛争解決・和平プロセス・紛争後の平和構築・ガバナンスにおける意思決定の全ての段階における女性の積極的な参画を要請
- 紛争状況における性的暴力からの女性の保護、平和活動のあらゆる面におけるジェンダー主流化、女性の権利及びジェンダー平等の促進を要請
- 女性・平和・安全保障に関する「行動計画」を策定することを国連加盟国に要請

National Action Plans for the Implementation of UNSCR 1325 on Women, Peace, and Security

現在までに
60カ国が策定

2016 2015 2014 2013 2012 2011 2010 2009 2008 2007 2006 2005 2004 2003 2002 2001 2000

我が国の「行動計画」(2015年9月策定)

- ①参画、②予防、③保護、④人道・復興支援、⑤モニタリング・評価・見直しの5分野において、ODAやPKO分野の施策を含む150以上の指標を特定。
- 国内外の取組に対応していること、紛争関連の事態のみならず自然災害にも対応していることが特徴。

それに基づいて我が国も、去年行動計画をつくりました。日本国内には紛争はありませんが、紛争のある外国に対して日本が支援する際、例えばPKOの部隊に参加する場合、あるいは

は紛争が終わった後で、ODA で紛争構築を支援する場合、そういう場面において女性がちゃんと参画できるように、女性がきちんと保護されるように、そのための行動計画をつくっております。

世界中で見ると、現在までに 60 カ国が策定されていますが、まだ半分はできていないということですね。まだまだ課題が大きい分野だというふうに言えると思います。

II. 外務省が進める女性の活躍	
(4) 国際女性会議WAW!	
国際女性会議WAW! (World Assembly for Women)	今年のWAWI2016
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「女性が輝く社会」を実現するための取組の一環。 ▶ 世界中から女性分野で活躍するトップ・リーダーが出席し、日本及び世界における女性の活躍促進のための取組について議論。 	昨年のWAWI2015 昨年のテーマは「WAWI for All」、様々な立場や世代の女性・男性がともに考え、ともに変革していこうというメッセージ。41の国と地域、8国際機関から75名の女性分野で活躍するリーダー等が参加(日本人参加者は70名、全体で145名)。WAWIのために訪日した外国人は315名に上る。また2日間でのべ約2千人の聴衆が参加。
WAWI2016	
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 12月13日(火)及び14日(水)に東京で開催予定。 ▶ 今年のWAWIのハイレベル・ラウンドテーブルは、「サイエンス&テクノロジー」、「女性のリーダーシップ」、「ワークライフ・マネジメント」、「女性の健康」、「女性・平和・安全保障」を予定。また、スペシャル・セッションとして「ユース」及び「地方からのイノベーション」を取り上げる予定。 	

お手元に国際女性会議「WAW!」のチラシがございます。政府の事業の一つとして、今、「女性が輝く社会」の実現を目指して様々な施策をとっているところですが、そのための取り組みの一つとして国際女性会議 WAW! という国際シンポジウムを予定しています。

一昨年、昨年とやって、今年が 3 回目になります。東京で開催されるものですから、「皆さん、いらしてく

ださい」と言っても、交通費もかかりますし、そんなに簡単なことではないのですが、女性についてのいろんな課題がありますが、平和・安全保障といったテーマから、ワーク・ライフ・バランスといったテーマ、ガラスの天井といった女性のリーダーシップというテーマ等、さまざまなテーマについて分科会形式で取り上げ、いろいろ議論をする場を設ける予定です。

また、理系女性の活躍促進、それから女性の健康についてもハイレベル・ラウンドテーブルで、知見のあるいろんな方をお呼びして、議論をして頂いて、提言にまとめて、世界に発信することを予定しております。

また、スペシャル・セッションとして、若い人たちのテーブルとして「ユース・テーブル」と、地方からのイノベーションということで、東京とか首都だけではなく地方でも、やはり大都市とは意識面では相当異なる事情があると思いますので、地方でもどうやれば女性が活躍していけるか、女性が輝く社会というのを日本全体で、世界全体で実現していけるか考えるというセッションも予定しております。

実際にいらっしゃらなくても、そのうちネットに様子をアップしたいと思いますので、何か関心のあるテーマがあれば、インターネットにアクセスして見てみていただければと思います。

今日はどうもありがとうございました。

■司会

北郷様、ありがとうございました。皆様、もう一度盛大な拍手をお願いします。

北郷様へのご質問も、この後のパネルディスカッションでお受けしたいと思います。ここで、舞台の設営のため10分ほどお時間を頂きます。しばらくお待ちください。

パネルディスカッション

■司会

皆様、お待たせいたしました。ただ今よりパネルディスカッションを行います。

ここからは、本日コーディネーターを務めます、当財団理事長の堀内光子に進行を代わりたいと思います。堀内理事長、よろしくお願いいたします。

■堀内

皆様、こんにちは。基調講演と、それからゲストのスピーチを聞いていただきましたが、パネリストをご紹介します。私のすぐ横が林陽子さん。今、基調講演をしていただいた林さんです。既にご存じのとおり、日本人初の国連女子差別撤廃委員会の委員長を現在お務めになっておられます。

そのお隣に座っておられますのがゲスト・スピーカーをやっていただきました、外務省の総合外交政策局女性参画推進室長の北郷恭子さんでいらっしゃいます。よろしくお願いいたします。

それから、これからスピーチをしていただきます宮負こうさんが、そのお隣でございます。「UNDP」、「国連開発計画」という国連組織でアジア太平洋地域のジェンダーアドバイザーをお務めになっております。

それから、私から見て一番左側にいらっしゃる、皆さん、顔をご存じの方も多いかもしれませんけれど、北九州市子ども家庭局子ども総合センターの主査をしておられます、中村知英さんです。よろしくお願いいたします。

ここも、先ほど林さんがおっしゃったように、スピーカーのジェンダーバランスを考えたのですが一人男性が入り、全員女性ではないという構成になりました。

これから4人でディスカッションもしていきたいと思っております。今申し上げましたように、基調講演とゲスト講演が終わっておりますので、パネルディスカッションは、まず宮負さんからお話をさせていただきますでしょうか。

またパネルディスカッションでは、皆様方に肩書きを省きまして「さん」でお呼びしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは宮負さん、最初によろしくよろしくお願いいたします。

みやおい
宮負 こう

国連開発計画（UNDP）アジア太平洋地域
ジェンダーアドバイザー

皆さん、こんにちは。

ご紹介がありました、UNDP、国連開発計画アジア太平洋地域でジェンダーアドバイザーを務めております。私どもの事務所はタイのバンコクにあります。「UNDP」という組織をご存じの方も、いらしていただけると思うのですが、本日このような場にお招きいただいて、UNDP の活動内容についてお話しさせていただけることを感謝しております。



私たちのところでは、「持続可能な開発」「民主的ガバナンス（注／governance 組織や社会に関与するメンバーが主体的に関与をおこなう意思決定、合意形成のシステムのこと）と平和構築」「気候変動対策と^{きょうじん}強靱な社会の構築」これは「レジリエンス（注／resilience 何らかのリスクに対して適応状態を維持、あるいは引き起こされた不適応状態から回復する能力や課程のこと）」とも言われているかと思うのですが、この3つの柱は UNDP の戦略計画の重点分野となっております。

そして、今日のテーマになっています「SDGs」というのは、この3つの戦略計画の柱とも非常に密接に結び付いていると思います。

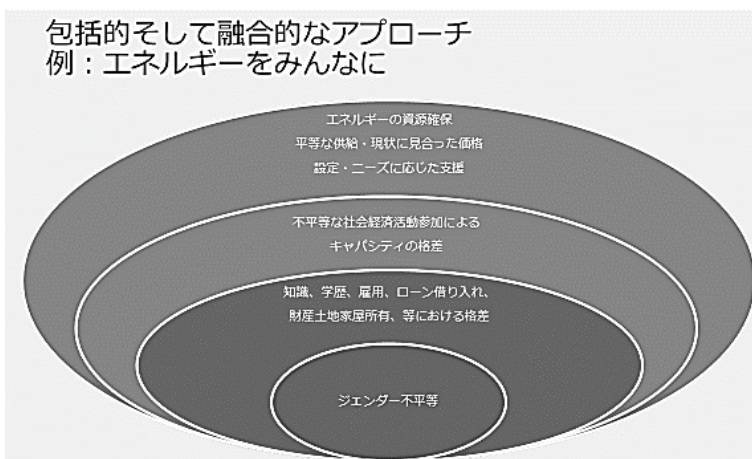
SDGsは何遍もお話にありましたように17の目標がある。けれど、実はこれを個々に対応していくのでは、効率性が悪いばかりではなく、実質も伴わなくなってしまうという認識があります。

UNDPにとりましては、貧困に関する目標1（注／あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ）、不平等に関する目標10（注／国内および国家間の不平等を是正する）、ガバナンスに関する目標16（注／持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する）は、特にUNDPの現在の活動と長期的な計画にとって中心的な意味を持っていますが、我々は、SDGsを達成するためには、複数の目標にまたがって進捗を支援する包括的なアプローチが欠かせないと思っています。



さて、ジェンダーの視点から見ますと、この17ある目標のうち、黒い色で作った箱が入っている目標、1番・2番・3番・4番・5番・6番・8番・10番・11番・13番・16番・17番は直接的にジェンダーとの関連がはっきりと書類の中に打ち出されているゴールなのです。

それで、残りの、例えば7番・9番・12番・14番・15番に関して言うと、指標の中にはっきりとジェンダーに触れていないものではあるのですが、このゴールを達成するためには、実はジェンダーを抜きにはできないというのが我々の認識です。



例えば、7番のエネルギーに関するゴール（注／すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する）なんですけど、この資料の輪っかの一番上のところにあるように、すべての人間がエネルギー、しかもクリーンなエネルギーを使用することができると思いますと、例えばエネルギーの

資源確保もしなければならぬし、供給も、それが都市部であろうが、農村部であろうが、山の中であろうが、海辺であろうが、みんながエネルギーの供給を受けなければいけない。

それから、その価格も、価格設定も、現状に見合っていて普通の人々が払えるものに設定しなければいけない。そして、そういうことができなかつた場合に、個々の状況に合わせた支援というものが必要になってくる。

これがまず一番大きなレベルで考えなければならぬことで、じゃあ、こういうことを達

成するためにはどうすればいいかという、実は“不平等な社会経済活動参加による個々の人間のキャパシティの格差”というのが、この、上のレベルに達成することを難しくしているわけですね。

その“キャパシティの格差”というのがどうして起きるかといいますと、実は、知識・学歴・雇用・ローン・借入・財産・土地・家屋所有などにおける格差、これはすべてが、実は、社会経済活動への平等な参加を不利にしているわけです。

そして、その大本にあるのが、ジェンダー不平等であると考えられます。つまり、男女間の中にある格差が、男性と女性の間における、知識や学歴・雇用・ローン・借入・財産・土地・家屋所有に対する格差につながり、それが、男女の間に広がる社会経済活動参加への格差につながり、それによって実は、一番達成したいと思う目標、つまり、エネルギーの資源確保、平等な供給ですとかに結びつかなくなっていくわけです。

ですから、すべての人にエネルギーを使ってもらうためには、ジェンダー不平等をなくさなければ、そこに行けないということなわけです。そういうわけですから、7番のエネルギーのゴールは、今の状況ではジェンダーには触れていないにも関わらず、その7番のゴールの達成のためにはジェンダーを考えなければいけないというのが現状なのです。

ではUNDPは、そういう問題に対してどういう対応をとっているか、ということを少しお話しさせていただきたいと思います。

これは2015年の、UNDPのアジア太平洋における活動事例をまとめてみたもので、特にジェンダーに関するものをまとめたものなのですが、ご覧のように、一番大きな比率の高いアプローチは、女性へのエンパワーメント（注/empowerment 湧活。社会、組織の構成員一人ひとりが、発展や改革に必要な力をつけ、自己決定をして自分の人生を生きること）サポートなのです。これは例えば、直接的に女性雇用促進のサポートであるとか、政治参加への女性のキャパシティを上げるとか、そういう直接的なエンパワーメントのサポートが入っております。

それから、その次に多いのが、価値観・役割・習慣の根本的な変化を促すための活動です。これはつまり、ジェンダー不平等というのは、社会に存在する価値観が、もう既に男女の間に格差をつくっていると。それをなくさない限りは、例え働く女性の数が増えようが、例え国会の中に女性の数が増えようが、実際の価値観が変わらない限りは、ジェンダー平等は達成できないという考えに基づきます。

例えば、仮に数値の上では男女平等が、数としては合っていても、それが長期的に続けられていくかということになると、やはり疑問が湧くわけです。そのため、もっと根本的な価値観・役割・習慣の変革を目指すような活動がUNDPでは行われています。

例えば、先ほども前のスピーカーの方のお話にもありましたが、女性に優しいインフラ整備などがあります。

アフガニスタンで農村の女性の家に、クリーンエネルギーを使った料理用のストーブを提供するというプロジェクトがあるのです、UNDP に。これは“女性に優しいインフラ整備”に当たると思うのです。

ただこれを、女性のエンパワーメントなのか、それとも根本的な変革なのか、ということで見ただけの場合、一応、女性が家庭の中で家事分担をほとんど一手に引き受けているという状況が変わっていないので、エンパワーメントというサポートのグループ分けにされます。

それが例えば、同じアフガニスタンなのですが、女性が森林公園のパークレンジャーになるというサポートをしています。これは、アフガニスタンにとっては初めての女性のパークレンジャーなのです。もともと女性の働いていない職場に女性が入るということは、やはり、女性に優しいインフラ整備が必要になります。

では、そのアフガニスタンの事例は、女性のエンパワーメントに入るのかというと、私たちの考えでは、それはもう少し根本的な変革に対する活動になるのではないかと考えているのです。というのは、これは本当に個々の国や社会の状況にもよるのですが、そのインフラ整備をするということが、その国にとって非常に根本的な変革であるのか、ということを考えて場合、女性が家庭の中での仕事をやりやすくなるクッキングストーブと、それから、今まで女性が働けるとは考えられていなかった職種への進出を考えた場合に、同じインフラ整備が必要となってもタイプとしては違うのではないかと、というのが私たちの考え方なのです。

SDGs が、ミレニアム目標から、さらに一つ進化したところは、もっと包括的なアプローチを目指しているということだと思ふのです。

最初に申し上げましたように、一つひとつの目標だけに対して処置をとっていくのではなくて、複数の目標にまたがったアプローチというのが必要で、それはもっと、しかも、根本的な変革というのを要求しているのが SDGs だと思います。

従って、今現在 2015 年の事例を見た場合、UNDP としては、もっともっと、この価値観・役割・慣習の根本的な変革を推進していくための活動というのを増やしていく必要があると思っています。

この写真はネパールの女性の事業家たちですが、やはり UNDP のサポートを受けて、自分たちのつくった野菜を市場へ持って行って大きな収入を得るという活動なのですが、特に SDGs に焦点を当てて始めた事例ではないのです。

では、UNDP は SDGs に特化した関連でどんな活動をしているかと言いますと、やはり日本もそうだと思うのですが、まだ今年 1 年は、どこの国もいろいろ計画を立てて、例えば指針をつくったりですとか、体制を整えているところが多いと思います。

そういう状況の中で UNDP としては、今、既存のデータ整理のサポートをしております。と言いますのは、SDGs の達成についてはいろんなデータがすごく必要になってくるのです

ね。ゴールだけで17個もありますから、それらの進捗状況を出すためにはデータが欠かせないわけです。

でも、データというのは進捗状況のモニタリングのためだけではなくて、取り残された人、取り残されそうな人を特定するとか、問題点と解決策の有効性を数値で明らかにするとか、それから最も大切なのは、集められたデータをもとに政策を策定するというのが目的です。

そういう意味で UNDP はデータの整理、それから、統計局以外の管轄で収集されているデータの整理のサポートもしております。例えば、選挙に関する数字というのは、国によっては、統計局ではなくて選挙管理局が収集してまとめているわけです。なので、データがあちこちに散らばっている可能性があります。教育に関するデータは教育省が集めているがそういうデータが統計局に必ずしもつながっていない場合もあるので、そういうものを促すサポートをしております。

それから、最近ではデータについていろいろ新しい動きが世界であります。政府が集めたデータだけではなかなか足りないということと、それから、アップデートされることがないということから、データ収集のやり方も少し考えてみないかという動きが出ていることも述べておきたいと思います。

そのためには、データ収集にもっと市民が参加できる、開かれたデータ収集ができないものかというのが今出ておまして、UNDP はそういう活動もサポートしています。

政策レベルでのジェンダー主流化という点では、どちらかと言いますと、体制と、その体制を回していくためのキャパシティをサポートしています。

特に地方行政レベルでの SDGs 実施について UNDP は非常に高い期待を抱いておまして、中央政府レベルではなかなかやりきれないこと、なかなか掴みきれない個人のニーズなどが、もっとはっきりと出てくるのではないかという認識のもとから、地方行政レベルでの SDGs 実施に対してサポートしています。例えば、パキスタンでデータベース、ベースラインの設定ですね、現在のデータのまとめをやっております。

それから、もっと大まかに、SDGs だけにというわけではないのですが、ジェンダー平等へ向けての活動の中でちょっとハイライトさせていただきたいのは、今、特に言われているのが、政策がどのように有効かということの数値やエビデンス（注/evidence 証拠、根拠、証言などの意味。科学的根拠、統計学的な有意性などの意味合いで用いられることも）で証明してくれないとなかなか実施に向かえない、という現状がありますので、UNDP は「こういう政策を入れてみたら、こういういい結果が出るのじゃないか」ということをはっきりと、論理的に、できれば数字を組み込んで提唱してっております。

それから、ジェンダー・ステレオタイプ（注/性別による画一的な特徴についての思い込みのことで、具体的には、一方の性別により当てはまると人々に信じられている心理的特性

や行動特性のことを指す)の差別性、反人権性、非生産性の認識を高めています。今考えられている、例えば家事役割等ですが、男女にどうしてこういう役割が決められているのか、ということを考えてもらうような活動をしています。それから「LGBTI」の人権擁護も、UNDPの、特にアジア太平洋地域においては大きなポイントになっています。

それから、これはもうずっとやっていることですが、経済的独立や政治参加の女性の活動を促すことであるとか、ジェンダー平等を促進する種々の政策の策定のサポート、それから最後にぜひ触れておきたいのは、ジェンダーに基づく暴力の根絶についても、特にUNDPでは法制度の見直しや強化、それから人権擁護、偏見の撤廃などの面から活動を行っております。

ということでUNDPは、ミレニアム目標の時は、どちらかと言いますと^{けんいん}牽引力ではあったのですが、SDGsに移りまして、国連の中でも「もっといろんな機関と一緒に働きかけていかなければいけない」という認識が強まりましたので、一緒に国連として活動していく中において、このような活動を優先して行っております。

どうもありがとうございました。

■堀内

ありがとうございました。大変幅広い問題を時間内できっちりお話をしていただきまして、本当にありがとうございました。

大変重要なポイントをご指摘されたと思います。一つは、ジェンダーは、先ほどから話しておりますように、SDGsでは目標5(注/ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る)に入っていますけれども、目標5だけに関わるのではなくて、すべての目標に関わっているということです。

従って皆さん、「ジェンダーの主流化」という言葉をよく聞いておられると思いますけれど、ジェンダーの主流化が必要というのが1点目とっています。

2点目は、「エンパワーメント」は平等と並んで強調されていますけれども、やっぱり“抜本的な変革”が必要なのだという事。意識とか、慣習・慣行とかについて抜本的な変革を目指すという、大変力強い言葉でした。

それから3点目は、ジェンダー平等に向けて、私たちは努力しているけれど進歩しているのか、実際に改善されているのか、という成果について、データに基づいた証明をして、その根拠に基づいて、さらに有効な政策を打っていくという点です。

私の個人的な感想ですけれども、大変重要なポイントを、まさにアジア太平洋で活躍してらっしゃる視点から提起されてくださったと思っております。大変ありがとうございました。

それでは、続きまして、本市にご勤務しておられます、中村さんのほうからお話をお聞かせいただけますでしょうか。

中村さんのお話は、“誰一人取り残さない”世界の実現のために、私たちの身近な地域でやらなければいけないことは何か、ということをご提起いただけたらと思っております。

それでは中村さん、お願いします。

中村 知英

北九州市
子ども家庭局子ども総合センター 主査

「子ども総合センター」の中村です。よろしく申し上げます。

スライドに沿って、いわゆる児童相談所の職員ですので、経済的な開発というよりも子どもさんや女性の支援ということになりますので、その立場で考えていることを話したいと思います。



まず、「子どもに求められる支援」ということが児童相談所の役割りで、子どもの貧困ということが最近よく報道されていますけれど、虐待とか貧困による孤立の対応をしております。

そういった中で私が見ている子どもたちが失っていくもの、一つは“経験と人間関係”ですね。非常に孤立して子育てをして、子どもも孤立していることが多い。それから“情報”ですね。今どきの子どもさんは、塾とかスポーツとか、習い事に行っている子がたくさんいるのですが、我々が関わっている子どもさんというのは、まずそういう所に行けない子どもさんが圧倒的に多いですね。そういう点で、進学とか進路を含めた情報が少ない。

ある子どもを保護して、「君、将来何になりたいか」と聞いたら、その子はまだ小学校2年か3年だったのですけれど、「ヤクザになりたい」と。

結局、身近にそういう情報しかないんですよ。それはもう、その子を責めても仕方がないんで、「いや、ヤクザも大変だよ」とか私も何か変な説教をしたことがあるんですけど。

それから、私が一番現場でポイントだと思ったのは“自己肯定感”ですね。これは、“自分が自分であっていい”と、“私は私でいい”ということなんですけど、どうしてもや

っぱり、一番かわいがってほしい親から、殴られたりとか、ひどい場合は性暴力を受けた
りしているんですね、自分が自分であっていいというのはもう粉々に砕かれてしまうと。

ちょっと皆さん、びっくりされるかもしれませんが、以前、中学校3年の女の子と関わ
ったことがあって、その子はもう15歳まで誕生祝いをしてもらったことがないと。ま
あ、相談所ではよくある...というか、時々あることなんですけれど、ちょっとこれはいか
んと思って私も、懇意にしている里親さんに頼んで、みんなで誕生祝いをしたことがある
のですが、やっぱりそういう中で、自己肯定感がちょっとでも回復してほしいなと思いま
す。

それで、支援の二本柱というのは、一つはやっぱり「居場所づくり」ですね。あと「生
活支援」ということで、人間関係の再構築も、虐待的な人間関係ではなくて、学校とか地
域とか含めたところですね。親が難しい場合でも、おじいちゃん・おばあちゃんがサポー
トしてくれたりとかも多々ありますので、そういったこととかですね。

今申し上げたような誕生祝いもそうですが、いろんな経験の提供とか、手本となる大人
との関わりとか。あと相談…結局、家で虐待とかされていると、もう相談してもダメだと
か、諦めちゃっている子も多いので、そういう相談をしてもいいんだよということを伝え
るようにしております。

その中でやっぱり格差と貧困というのは問題になっているので、やっぱり学習とか、
「もう高校なんか行かんでいい」とかいう子も結構いるんですが、「いや、行こう」とい
うことで話をしております。

子どもに求められる支援…まあ、ちょっと何回か同じような話を繰り返しますが、居場
所づくりと学習支援を具体的にということになると、我々、児童相談所とか、あと、ほん
とに家庭に居場所がない場合は、北九州市に6カ所、児童養護施設がありますが、そうい
うところに委ねたりとか、里親さんに預けたりとかですね。

今日、保育士の方がいっぱい来ておられますが、保育園のほうとかですね、いろんな居
場所をやっぱり開拓していくと。

そして、これはちょっと公的なものだけじゃなくて、最近はNPOによる学習支援と
か、あと夜間中学ということで、あんまり耳なじみがないかとは思いますが、北九州市に
は2カ所、自主夜間中学があります。

それから、先ほどちょっとお話に出てきたんですが、「キッズワーク」と言っ
て、子どもの体験活動をいろいろしてもらっているような団体もありますし、そういったところと
私たちが連携を図っております。

子どもへの支援にあたって、どういったところに我々が焦点を当てていっているかとい
うところでちょっとご紹介したいんですけれど。

家庭環境については、親の養育、子育てに関する意識が残念ながら低い方が多い。これはまあ、一概に親御さんを責められないところがありまして、親御さん自身も施設の出身者であるとか、虐待を受けたとか、そういった方が珍しくありません。

それからやっぱり経済的に厳しい方ですね。生活保護世帯も含めて、そういう方が多いです。あと、多子世帯ですね。私の経験で言うと 11 人きょうだいという世帯があったんですが、やっぱり現実には、今、少子化とか言われていますけれど、そういった現実もあります。

劣悪な養育環境という、例えばワンルームにきょうだい 5 人いたりするとか、そういったところもあります。ちょっと関連しますが、環境が悪いと家の中でのいざこざが絶えないということがあります。あと、いわゆる DV による、DV の影響で虐待というものも多々あります。

そういった中で、一人ひとりの子どもたちに充分構ってあげられないと。母子家庭の方がやっぱり児童相談所の相談対象になる方が多いんですが、家計が厳しいので朝昼アルバイトをして、子どもを 3 人育ててとなると、なかなか子どもさんとはゆっくり関われないということがあります。

それから、これもよく報道であります。発達障害が増えているということです。発達障害自体は、適切な支援とか投薬治療とかがあればかなり改善はするんですが、これで子育てが大変になって、そのストレスがかかって虐待に至るということも多々あります。子どもへの影響については、ちょっと先ほどと重複しますので割愛します。

それで、そういういろんな課題がある中で、じゃあどうしていけばいいのかということを考えています。

私も最初、児童相談所に配属された頃は、子どもに何かあってはダメだから、子どもを保護しようということで一生懸命やっていたんですが、やはり最近では、ちょっとそれだけじゃダメだと思っています。

やっぱり親御さんにもしっかり立ち直ってほしいということで、親も子どもも同時にサポートしていかないといけないな、というふうに思っております。

それから、他機関連携と年代を超えた連続的支援というのは、児童相談所というのは、対象が 18 歳までなんです。

だからさっき、年齢の低い子どもの結婚の問題というお話もありましたけれど、虐待で我々のところに上がってくるケースというのは、やっぱり 20 歳未満での結婚とか出産によるケースが非常に多いわけです。何が問題かという、親が親としての準備が充分できないままに子どもさんを授かってですね、それで育児が行き詰まるということが非常に多い。

だから、児童福祉法で18歳になったからもういいや、というわけにはやっぱりいかな
いなと思っております。

これについては、以前はなかったのですけれど、今は40歳ぐらいまでは支援しないと
いけないだろうという、“若者支援”という考えが出てきて、北九州市でも「ウェルとば
た」に、子ども・若者応援センター「YELL」というのができて、非常に有り難いことだ
と思っております。

それで、ここの図に書いていますけれど、親子同時に支援していくということで、学校
とか保育所とのやりとりが結構多いんですが、通学の状況とか、あと進路の確認ですね。

私も、中3の子どもと結構関わっているんですが、とにかく全員高校には行ってほしい
と思っていますので、経済的なこととか、奨学金を取れるのかとか、そういったことも含
めて、いろいろ支援をしております。

現状で言うと、私一人で今300人ぐらいの子どもを担当しているので、一人ひとりに手
厚くというのはできないんですが、私も、家から古い教科書を持ってきて、漢字の書き取
りとか一緒にやったこともあるんですが、そういったことでやっぱり進路のサポートは、
貧困の再生性とか虐待の再生性を防止するには必要なと思います。

しかし、経済的支援というのは、これは、児童相談所はできませんので、区役所のほう
と連携して、生活保護とか、活用させていただいて立ち直る方も結構おられます。

あと就学援助とか、いろんな経済的サポートを導入できるところは導入していますし、
今度12月3日にウェルとばたで「フードバンク（注／余っている食べ物を持っている支
援者と、食べ物を必要としている受益者とをつなぐ活動）」という団体の講演会もあるの
で、ぜひこれもちょっとネットとかで見てほしいのですが、今、無料の食料の提供という
支援も始まっておりまして、これもほんとに有り難いことだと思います。

生活保護も、車を持っていたら受給がなかなかできないとか、そう簡単ではないので、
私も今、何世帯か、そのフードバンクの支援を導入してやっております。
そういったことで、いろんな機関と関わって、とにかく支援を長く続けていくというこ
とが大事だと思っております。

あと5分になりましたので、まとめと、事例を少し紹介したいと思います。事例につい
ては当然、守秘義務があるので、事実をもとに多少私のほうで創作をしております。

私が大事だと思っているのは多角的な視点ですね。親が虐待するからダメだというだけ
ではなくて、そういう方はやっぱり、結構、精神的な病気にかかっていたりとか、お金が
ないとか、お金がないから鬱になってしまったとか、旦那^{だんな}から暴力をふるわれたから鬱に
なったとか、いろいろありますので、多角的な視点で長く支援を継続する必要があると思

思っています。これは児童相談所だけではできませんので、区役所とか地域の方とかと協力をしたいと思っております。

それから、今日はジェンダーの視点ということでありましたけれど、虐待の加害者は母親が多いというのは統計上言われますが、これは別にお母さんが悪いわけではなくて、無責任だったり、暴力的な父親が子どもを置いて出て行ってしまったことから、お母さんに育児の負担が集中しているというところが一番問題だと思っておりますので、そういった点で女性の支援というのは我々も必要だと思っております。

それから、なかなか見えにくい問題だとは思いますが、やっぱり“取りこぼさない”というか、私も、人口10万人ぐらいのエリアを担当していますが、その個人情報全部私が知るといのは不可能なので、気になる方がいたら、ぜひ児童相談所のほうにご連絡いただきたいと思っております。

最後に、私が関わった事例を二つほどご紹介して終わりたいと思っております。

1例目は大学進学を果たした事案で、最近あまり報道されることがありませんが、一時、“居所不明児童”とあって、居住自体が分からない子どもたちというのがいてですね。この子もそうで、私が発見したのですが、すぐ行方不明になったんですが、行き先の目星がついていたので、行った先の自治体の担当の人に「こういう人があの辺にいるはずだ」ということでずっと情報交換をして、最終的にはまた北九州市で発見できて、すぐ保護いたしました。

それで、ずっと、家が貧しいという問題とか、お母さんの窃盗とか、犯罪の問題もあったので、なかなか家に帰せないということで、高校卒業までずっと支援を継続しました。

当然、役所の担当が替わったり、私も一旦転勤したりはしたのですが、施設のバレーボール大会とか観に行っていて、ずっと関わりを持っておりました。スポーツを含め、多様な関わりというのは、どこもそうなんですが、この子が入所していた養護施設では、女子はバレーをやっているんですが、この子はキャプテンになってですね、それで自信を持って。結局、大学に行きたいということで、大学進学を果たして、無事、なんとか今やっております。

2番目は結婚して安定した事例ですね。

こちらは、車上生活の方、車上生活の相談も時々あるのですが、児童相談所が介入して、生活保護につないでおります。

子どもはとても真面目な子どもだったのですが、母親がギャンブル等で浪費するという問題があったんですが、お母さんともずっと話す中で、お母さんもギャンブルをやめるといいう支援をして、そういう中でお母さんとの和解もできました。

それで、高校に行きたいということだったんですが、もう、受験の時期を逃していたので、単位制の高校を紹介して、しかしお金がないということで、一緒にアルバイトも探しました。それで、バイトをしながら、なんとか高校を出て、今は結婚しております。この前、子どもを連れて、この人に関わっている支援者のところに遊びに来てくれたんですけど。

こういう、いろんな関わりの中で改善する事例もありますので、いろいろ難しい課題ではありますが、粘り強くやっていきたいと思っております。

簡単ですけど、ご報告とさせていただきます。

■堀内

中村さん、ありがとうございました。

日本でも誰一人取り残さないための課題というのは大きいと実感しました。私も、途上国で子どもの支援をやっているんですけども、確かに“多角的な支援”が必要であると思うこと、もう一つは、子どもたちが希望が持てればうまくいったケースもあるということで、少しホッとする感じも致しました。

本当にありがとうございました。ご自身の実際の仕事に基づいたお話で、説得力がありました。

ディスカッション

■堀内

最初に基調講演をしていただいた林さんと、ゲスト・スピーチをしていただきました北郷さんお二人に、それぞれ簡単なコメント、あるいは補足を頂けたら有り難いと思います。

それでは林さんからお願いしたいと思います。

■林

はい。お二人から、現場での貴重なお話をありがとうございました。

宮負さんがおっしゃっているように、この SDGs のゴールというのが、一つひとつが独立しているのではなく、重なり合っていて、それについて、本当に包括的なアプローチをしていく必要があるというのは、そのとおりだと私も共感いたしました。

女性差別撤廃委員会はいつも「ジェンダーというのは、この 17 の目標の 1 個 1 個に全部関係している」という言い方をします。ゴール 1 とジェンダー、ゴール 2 とジェンダー、ゴール 3 とジェンダーとやっていくのではなく、それを横につなげていくような、多角的なアプローチという取り組みが必要だという点で、大変私も参考になりました。

それから、中村さんのお話を伺って、本当に中村さんのような、心ある公務員の方々が現場で頑張ってくださっていることで、どれだけの人が助けられているんだろうか、ということに改めて強く感じました。

女性差別撤廃委員会では、今、ドメスティックバイオレンスと、子どもとの面会交流の関係をどうすべきか、ということについて、意見が分かれています。

日本もハーグの子どもの奪取条約（注／ハーグ条約 [国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約]）に加盟しましたので、外務省の中に中央当局ができ、実務が始まっております。

女性差別撤廃条約には、今日時間がなくてお話しできませんでしたが、「個人通報制度」と言って、女性差別を受けたという個人が委員会に申し立てができるという制度があります。ただ、日本政府はこれを批准していませんので、日本ではこの制度を利用することができません。

個人通報制度が動き出した当初は、私たちはもっと、雇用差別のような事案が来るのかなと思っていたのですが、今、登録された件数で言うと 100 件を超えたところなのですが、目立つ類型のひとつが、子どもの面会交流をめぐるものです。自分の国の裁判所でハーグ条約に基づく手続きをやったが、裁判で負けてしまった、あるいは、その手続きが全然進まない、むしろ裁判所から、暴力夫と子どもを面会させろということをやっている、という

ような訴えが来ます。

また、多い申し立てとしては、難民・移民に関するケースです。ソマリアとかブルンジというような紛争国から先進国に来たけれども、難民申請を認められなかった女性たちのケースです。

どうして女性差別撤廃委員会に申し立てるかという、もし本国に帰るとドメスティックバイオレンスの被害に遭うとか、あるいは、女の子がいるので、FGM（注／Female Genital Mutilation アフリカや中東、アジアの一部の国々でおこなわれている、女性の性器の一部を切除する慣習）のような女性性器切除を自分の娘が受けさせられるかもしれないので本国に帰りたくない、というような人たちの申し立てが増えています。

中村さんに質問したかったのは、ドメスティックバイオレンスがあればもう一切面会を遮断する、もう一生会わせなくてもいい、というような考えをどう思われるかということです。委員会の中でも非常に意見が分かれる難しい問題を抱えている、ということだけ、コメントさせていただきます。ありがとうございました。

■堀内

ありがとうございました。それでは、北郷さん、コメントをお願いしますか？

■北郷

はい。今、宮負さんと中村さんのお話を伺いまして、それから林さんのプレゼンテーションの中でも出てきた言葉で、ちょっと気になった点を申し上げます。外務省の公式な立場ではなくて、私が最近思うことなのですが、SDGsが“誰一人取り残さない”ということを言っている、つまり格差に焦点を当てている、ということは、今の時代、非常に重要なのかなということです。

私自身が今、特に取り組んでいるのは、女性が輝く社会の実現のための取り組みで、女性の活躍という、女性が社会進出して経済成長にも寄与していくという、前向きな側面に強く焦点を当てた活動が割と多くなっています。他方で今、世界を見回して、格差というのは、昔は途上国が非常に貧しかったとかなんですが、今は一つの国の中での格差が広がってより問題となっているように思います。

日本もそうだと思いますし、ほかの国々もそうなっている結果、いろんなものに出てきているような、これは正しいかどうかは分からないけれども、例えばトランプ氏が大統領に選出されたとか、EU からイギリスが離脱することになったとか、そういうのも、それぞれの国内における、自分たちが意思決定に参加できてないとか、自分たちがあまり許容されていないとか、この今の幸せな社会の中で、うまく幸せな立場をとれていないと思う人たちが結構増えていることの帰結とも思われる訳です。

私は、この夏まで、ベルギーに駐在しておりましたが、ヨーロッパでテロがいろいろありましたけれど、それを起こしたのは、もちろん、過激主義の思想にかぶれた人ではあるけれ

ども、シリア等で育った人が来たのではなくて、ヨーロッパで育ったアラブ系の移民がそういう思想に染まってテロを起こしている。

だから、過激思想だけではなくて、恐らくその人たちは生活上の不満がすごくあって、そこから来ているんだろうなということを非常に感じます。

こういう言い方をすると大きな国際的な話であります、格差が自分たちの暮らしをまさに脅かしているということです。

私ども、国の中で女性の輝く社会、女性が経済成長も推進すると言っていますが、他方で中村さんがお話しされたような、貧困の輪から抜け出せていないような、非常にすごく苦しい思いをしていて、絶対そこで手を離しちゃいけないというような人たちがいて、その両方をきちんと見ていかないといけないんだろうなということを非常に強く感じました。

私、外務省で、直接そういう地方・地域の現場での活動は普段見れないのですが、今日はほんとに非常に感銘を受けました。それが私の、一番の大きなコメントでございます。

■堀内

ありがとうございました。格差問題は本当に大変だと思いますよね。そういうことを皆さんお話しただいて、ありがとうございます。

それでは質疑の前に、中村さんのほうから順番に、今の林さんのご質問、DVの関係の子どもとの面会交流についての中村さんのお考えというか、中村さんのお仕事の中でどういうふうに行っているのかのお話しと合わせて、“誰一人取り残さない”、社会を実現するために、何がほんとに今一番課題で、これはやらなきゃいけないことも合わせて、少しお話ししていただけますか？

■中村

DVの加害者の問題というのは実際私も困っていて、私たちが例えば子どもを保護して、もう既に離婚はしているんですが、子どもはどこにいるんだとか、会わせろとか、会わせんやったらどうなるか分かつとんやろとか、私も脅されたりしたこともあるんですが、非常に困っているんですけど、結局、最終的には裁判所の審判というか、面接交流とかになるんですけど、そこら辺がまたちょっと…困った事例で言うと、もうほんとに、多々あって。

ただ、個人的には、子どもがやっぱり怖がってれば、やっぱり会わせたくはないので、それはやっぱり言います。ただ、今の日本の現状で言うと、“児相”もそうなのですが、被害者というか、子どもとかお母さんの支援はするんですが、加害の男の人というのはほぼノータッチなのですよね。

そういう点では、今日私もローカルな話をしたのですが、林さんがおっしゃったフィンランドとかでいうと、暴力をふるうお父さんに対する教育というか、いいお父さんになれとか、カナダもそうなんですけれど、そういった取り組みがあつてですね。

私もちょっと、暴力をふるうようなお父さんは、排除はしたいのですが、排除しっぱなし

じゃなくて、そういう人も、もちろん動機づけがあればですけど、もう一回やり直す機会を与えるような枠組みというのはいかなと思います。

ただ、地方自治体は強制力はないので、アメリカとかみたいになんらかの司法命令で、例えば児相のプログラムを受けるとか、ちょっとそういった枠組みは必要かなと思います。以上です。

■堀内

ありがとうございます。それでは続きまして宮負さん、これから SDGs を達成するために、課題のようなことを少しお話いただけますか？

■宮負

今、各国ではいろいろ SDGs に向けての実施政策や指針をつくっている最中なんですけど、お話にも出ましたように、アジアの各国の国で、法律の体制というのは非常にしっかりした国が多いです。

UNDP も数カ国で、SDGs に定められている指標がその国の法律の枠組みの中にはっきりと触れられているか、反映されているかどうかという分析をしたことがあるのですけれど、例えば 200 近い SDGs の指針の中のほとんど 8 割 9 割が、その国の政策の中に盛り込まれてはいるんです、既に。例えばそれが憲法だけではなく、経済政策であったり、教育政策であったりするわけですが、あるんです。

でも、それが実際に今まで実施されてきたか、というと、やっぱりそこが非常に大きな問題なのですね。その一つには責任がはっきりしないということがあると思うのです。仮に、ゴールに達成しなかった。政策があるけれども、その政策に政府が達成しなかった時に誰が責任をとるのか、ということがやっぱりうやむやになっているところは多いと思います。

やはり SDGs というのは、省庁間の連携がないと、なかなかできないことだと思うのですね。つまり、複数のゴールにまたがって包括的なアプローチを進める際には、やはり省庁間の中の連絡が大事になってくると。でも、省庁間の連携を強めるということによって、実は責任どころか、余計にぼやけてしまうという可能性はあると思うんです。ですから、その辺をやっぱりきちんと考えながら体制をつくっていく必要があると思います。

国によっては SDGs 体制ということで、先ほど日本もそうだというお話がありましたが、また新しい体制をつくった国もありますので、そういうところには必ず、その国にある女性のための機構が、そういう SDGs の体制に正式に参加することによって、ジェンダーからの視点が SDGs の実施にきちんと盛り込まれていくことが大事だと思います。

それから、市民団体の参画っていうのが非常に大事なポイントだと思うのですね。市民団体の意見というものが確実に政策策定につながっていけるようなシステムということ、要するにそれは政策設定をする側の意識変化というのが必要で、自分たちがデザインしている、つくっている政策が本当に人々の役に立っているか、ということを中心に考えながら、

数字をもとに政策をつくっていただきたい。

それからもう一つ、国で実施をすることに関して難点が出てくるというのは、やはり予算がないという国が多いんですね。

それで、UNDP もやっていることなのですが、その予算、その足りない資金をどうやってつくるか、ということの一つに、包括的なアプローチというのは、実はプラスになるのではないかと考えています。つまり、各省庁がそれぞれ個々の予算でそれぞれの政策を進めていくのではなくて、複数の省庁と一緒に連携しながら、足りない資金を分け合って、出し合って、進めていくことによって SDGs の目標に近づけるのではないかと、そういう意味ではやはり省庁間の連携が非常に大事だと思います。

例えば、気候変動に関する活動には大きな投資が世界中でなされています。それに反して、例えば、ガバナンス関係というものはなかなか資金提供が得られない状況にあります。ですが、気候変動というのは、実はガバナンスに非常に大きな意味合いを持った政策が必要なのです。

そういう意味では、じゃあそういう機会をとらえて、もっと包括的に政策を考えていくことによって足りない予算をもっと能率よく使えるようにしよう、という考えも今はサポートされています。

■堀内

はい、ありがとうございます。各府省庁間の連携と責任の明確化ということが、とても重要ですけど極めて難しい課題かなと思います。日本は、推進体制はできたんですけども、一つ残念なのは担当の内閣府男女共同参画局が、フォーカルポイント(注/Focal points 情報共有拠点)にはなっていないことです。フォーカルポイントは各省庁一つなので、「一億総活躍推進室」になっていることです。日本の政府機構の中でジェンダーの視点を十分に反映させることは一つの課題と思っています。北郷さんは、課題について何かございますでしょうか。

■北郷

日本の省庁代表ではありますが、省庁の連携というお話で、それはやっていて、「ああ良かった」と、宮負さんのお話を聞きながら思っておりましたが、実質的に、みんなで集まって議論する体制はあるのですが、その中できちんと責任を持って全体を見るとか、この部分は必ずどこの省庁のどの部局が責任を持つとかってというのが、あるとは思いますが、それこそ堀内さんがおっしゃったみたいに、フォーカルポイントが適当なところなのかどうか、一億総活躍推進室と男女共同参画局と女性活躍推進本部と、幾つもあって、役所の中にいる私ですら分かりにくいところもございますので、女性のエンパワーメントとジェンダー平等のゴール 5 及び他の目標の中のジェンダーの主流化ということも、外務省の立場

からきちんと気を付けて、実施がきちんとできるように取り組んでいきたいと思います。

あともう一つ、課題は何かというお話で、これはまた、私どもが準備しております国際会議の準備の議論の中でよく出てくるんですけど、意識改革が非常に重要であると。

というのは、女性の活躍推進に向けた新たな法制度ができたり、さらにその下の仕組みができたりしましても、それが思ったとおりに運用されるとは限らなくて、それは結局、その会社だったりコミュニティだったりの文化的な慣習ですとか、個人個人の考え方が変わっていかないと本当の意味では変わらないと思われて、宮負さんが先ほどプレゼンでお話しされましたけれど、本当に価値観のところからの根本的な変革がないと本当のジェンダー平等は達成できない、ということだと思うんですけど、日本においてもまだ我々の中で、気付かないような形で差別、差別っていうかどうかわからないですけど、性別に基づいた役割、分担意識というのが残っているというような気がします。

私自身も、ないとは言えないと思いますが、やっぱり家事は女の人がするもの、女の人は働いているけれど、家に帰っても家事をする。男性は働いて帰ってくる。で、ごはんを食べるとかですね、自然と男性も女性も思ってしまうところってあると思いますし、ほかのところでも、いろんな、そういう、これが自然と思っているけれど、本当は、これだと女性の負担が重すぎるんじゃないの？と思うような部分もありますので、そういうところが本当は変わっていかねばいけないのかなと思います。

これが、ラディカル（注／radical 急進的、抜本的、徹底的、根本的）な議論でなくてもいいのかもしれませんが、男女平等ってどういうことでしょうね、ということを考える習慣があったり、そういう話を聞く機会があれば、ちょっとずつみんなの意識も変わってくるのかなと思います。

それを提供する機会にはなるかなと思って、我々、国際会議という形でやろうと思っておりますが、そうやって、いろんな方が考えていく機会が増えれば、意識の変革につながるんじゃないかなと思っております。

■堀内

はい、ありがとうございます。それでは林さん、よろしく申し上げます。

■林

先ほどの宮負さんのお話の中で、SDGsを実施する予算を確保するためにも省庁横断的な取り組みが必要だというお話があって、それはそのとおりだと思います。今、女性差別撤廃委員会ですとか、その周辺のNGOの間では、「SDGsを実行する予算はあるんだ」、という声大きいんですね。どこにあるかというそれは、脱税している企業から取ればいい、という話なのですね。

ただこれはかなり真面目な話で、最近でも「パナマ文書」が報道されましたよね。パナマ

にペーパー会社をつくって、金持ちがどんどんお金を移しているとか、どこかの国で大統領に当選した人も18年間税金を払ってなかったとかですね。

脱税ではなく合法的な経済活動なのですが、利益を移転して、海外子会社に黒字を移して赤字にして、税金を払っていない企業がたくさんあるわけですね。

だから、そういう仕組み自体をもっと問い直せば、SDGsを実施するお金はあるのだということがNGOの人たちから強く意見が出てきています。

私は、今年5月に国連の人権高等弁務官事務所のセミナーの講師役を頼まれて、久しぶりにバンコクに出張しました。

その時に、「UN-Women」の人とか、バンコクにいる国際NGOの人たちと話しても、「陽子、ジェンダーにとっての次のテーマはタクゼーション（税制）よ」と強く言われたのが印象的でした。

それから、最近の女性差別撤廃委員会の勧告を見ていると、新しいタイプの勧告としては、平和の問題が目立ちます。これは、国連安全保障理事会の第1325号（女性、平和、安全保障に関する決議）というのが西暦2000年に採択をされまして、女性差別撤廃委員会でも、条約解釈ガイドラインである一般勧告30号で女性・平和・安全保障を扱っております。

2016年10-11月に行われた65会期でも、オランダとかスイスが、どちらも“武器輸出国”なんですね。その武器を輸出する際に、人権のインパクト評価（注／事業や活動の結果として生じた社会的・環境的な変化〔インパクト〕を精緻に測定し、事業や活動について価値判断を加えること）というのをやっています、と政府は言うのですが、それで足りているのかどうか。

例えばこの武器をこの国に売った時に、そこは紛争地帯で、これによって市民や女性や子どもが殺される可能性があるのかどうかということを、ちゃんと事前審査しているのかどうか。きちんとジェンダー・インパクト（評価）をするようにと、あるいは「武器貿易条約」というのがありますので、そういった条約上の義務について履行するようにという勧告を入れております。

2016年の2月にはスウェーデンの審査があったのですが、スウェーデンも武器輸出国なのでですね。男女平等先進国ですけれど、先進的な工業製品をつくれる国ですから、当然武器もつくれるわけです。

この国は、「私たちはフェミニスト内閣です」と誇らしげに言い、大いばりで、「私たちは今度からサウジアラビアに武器を輸出するのをやめました」ということで絶賛されてきました。素晴らしい、サウジアラビアに武器を輸出しないのはいい、と言われたのですが、それを言うなら日本にはもう長年にわたり「武器輸出禁止三原則」がありまして、そんなことはもう大昔からやっていたわけですね。

だから、そういう日本の良さを壊さないで、そして、誇れるところは守った上で、このSDGsを実施していくということが、日本の市民にとっては大事なのではないかと思います。



■堀内

大変素晴らしいまとめをしていただいたような気がします。

少し時間が押してしまっていて、大変短くなって恐縮ですが、ぜひ会場の皆様との対話を行いたいと思います。ご意見とか感想とか、ぜひこの機会にということで、いらっしゃいましたら、ここで手を上げていただけますでしょうか。

何人いらっしゃいますか？3人ですね。それでは、どうぞ。

■質問者 1

特に質問というほどではないのですが、一つはですね、SDGsは北九州市と、とても関係が深いということの一つ、皆さんとも思い出を共有したいのですが、「リオ+20」(注/国連持続可能な開発会議、2012年6月20日～22日の3日間、ブラジルのリオデジャネイロにおいて開催された)の時に、北九州市から市民の方が9名も行ったのですね。

このSDGsの発端は、その「リオ+20」も一つ、MDGsもそうですけれど、一つは「リオ+20」もあると思いますので、そういう意味では北九州市の市民は、SDGsがどういうふうに、決まったかというプロセスは、注意を持って見ているというふうに思っております。

そういう中で、今、国内実施が問題になっているわけですが、国内の実施指針が今できようとしていて、これに対するパブリック・コメント(注/public comment 意見公募手続。行政機関が政令や省令計画などを制定するにあたって、事前に命令等の案を示し、その案について広く国民から意見や情報を募集するもの)とかもあったのですが、残念ながら地方のほうまでなかなか情報が伝わってきません。パブリック・コメントだったら、誰でも出せたのですが、なかなか市民が意見を出すような機会が充分ではなかったと思うので、これからどういうふうに、地方に住んでいる私たちも参加できるか、そういうチャンスはどういうふうにあるのか、ということ、これは誰にということはない、でも北郷室長が一番近いのか

もしれないのですが、少し知りたいというふうに思っています。これが一番問題だと思っております。

■堀内

よろしいですか？ はい。では次のかた、どうぞ。

■質問者 2

今日は国際的な動きについていろいろお話が聞けて、とても勉強になりました。最近発表になった世界経済フォーラムの日本の順位が、145 カ国中 111 位と順位をまた下げました。政府もこんなに頑張っているのに、それから、国連女子差別撤廃委員会の委員長で林陽子先生が頑張っていらっしゃるのに、なんで日本は、111 位になっちゃったのでしょうか。

差別撤廃条約は国際法なので、日本の法律の上位にあると思いますが、どうして日本のこの 111 位を変えることができないのか。委員長は、何かできないのですか？

日本では外圧がとても必要なんじゃないかと、私はもう、今や日本は自分の力では変えることができないんじゃないかと思うのですね。

私は今、クォータ制を推進する会で活動していますが、この 111 位の一番の原因は政治分野だと思うのですね。日本では、世界のほんとにボトムに近い 9.5%です。「クォータ制を推進する会」で立ち上がって、いよいよ今回国会に提出されるか、というところまで来たにも関わらず、自民党が、この間から新聞などの報道でよくご存じだと思いますけれど、女性が活躍するようになって、日本は少子化になって悪くなった。だからクォータ制なんかはダメだと自民党の先生が大反対していて、今回法案の提出ができないような事態になっているということです。100 カ国以上が政治分野でクォーター制を導入しているにも関わらず、日本ではクォータ制が導入できない。どうしたらいいのでしょうか。林さん、委員長としてアドバイスをお願いいたします。

■堀内

はい。それでは、次のかた。

■質問者 3

今日はこのような素晴らしい機会を与えていただきまして、ありがとうございました。とても貴重なお話を聞けて、大変私自身も刺激になりました。

2 つお伺いしたいです。1 つは、先ほど格差の問題が出ました。SDGs が格差の拡大に注目をしているということ、これはとても、とても素晴らしいことだと思います。ただ、残念ながら先ほど林さんのお話にもありましたように、法的な拘束力がないと。

じゃあ、今後、この世界各地で拡大する格差というものに対して、どういうふうな勧告、もしくは、どんな対策をしていくのがいいと思われているのか、あるいは具体的なことをや

っていらっしゃるのか、ということについて教えてください。

もう一つは、先ほど宮負さんが UNDP の取り組みの中で、それからほかの方もおっしゃいましたけれど、「抜本的に価値観を変えるような活動が大切」で、それは私も本当にそう思います。

ただ、時として、抜本的な価値観や考え方を変えるということは、カッコ付きであるにしても、その地域の慣習ですとか、文化ですとか、ものの考え方と、大変大きく抵触したり、時には対立するようなことがあるのではないかと思います。

そういうことについて、UNDP はどのような方法をとっていらっしゃるのかについて、教えていただければと思います。よろしくお願いします。

■堀内

はい、ありがとうございます。ほかに、どうしてもという方はいらっしゃいませんか？ よろしいですね。申し訳ございませんが終了の時間が迫っていますので、ほかにどうしてもということがなければ、ここで、フロアからのご意見、ご質問は、打ち切らせていただきます。

ちょうど終わりの時刻になりましたので、今の質問等を受けまして、それぞれのパネリストの皆さんから最後に一言、質問が集中している林さんのほうから、今のご質問も踏まえて、最後の一言をまとめていただけるとありがたいと思います。

■林

はい、ご質問・ご意見ありがとうございます。足りない部分はほかのパネルの方や堀内さんに補充していただきたいのですが、世界経済フォーラムの順位が下がった理由は、言われているのは、所得格差の計算の方法を変えたということで、もちろん政治参加はもともと、もう本当に低いんですね。

ただ日本の場合は、「IPU」という列国議員連盟が出しているランクよりは、この世界経済フォーラムの女性参加率のほうが順位は高いんですね。どうしてかということ、過去に土井たか子さんとか扇千景さんが、衆議院・参議院の議長をやっているのに、議長が過去に一人でもいると点数が高くなるんですね。

ところが、IPU（注／列国議会同盟）の比較だと単純に女性議員の比率なので、111位どころの話じゃなくて150何位とか、もうほんとに一番下になってしまうんですね。

今回は所得の計算方法を変え、それまで男性の年収には上限をつけて一定以上の収入があっても一定ラインを超えるとカウントしていなかったのが、その上限を変えたために、結果的に先進国における男性と女性の賃金格差がより明らかになったと言われています。

そういう現状に対して、私自身は、一つはもう少し、ナショナル・マシーナリー（注／国内本部機構。ジェンダー平等に関する直接の対策立案・調整機関）である男女共同参画局にしっかりしてもらいたいということですか、国内人権機関をつくって、差別があるという人の苦情をきちんと受け付けて、その救済をする中で、国の制度を見直すという方法をつく

っていく必要があると思いますし、その意味では国際人権条約の個人通報制度にも早く入ってほしいと思います。

それから、ご質問の“格差への対策”ということですが、私自身は格差の大きな原因はやっばり差別だと思います。だから差別をなくしていくということが格差をなくしていく、非常に遠回りなようでいて、抜本的な解決だと思います。私は、国際人権法を日本の社会の中で生かして、男女間の差別、あるいは障害がある人ない人の差別、人種や貧困による差別といったことをなくしていく政策を政府に取らせていくことが大事だと思っています。

■堀内

ありがとうございます。経済政策については、また別途あると思いますが、それから、日本のジェンダー指数の順位の低さは政治参加だけではなく雇用分野にあるので、女性活躍促進法が、301人以上の大企業だけですが、義務付けて女性活躍に関する情報公開をしていますので、皆さんもぜひウォッチしていただいて、やはり、ここが問題なのだとこのことを確認していただく必要があると思います。

それでは、北郷さんのお話をお願いしたいのですが、北郷さんは外務省の女性参画推進室長でいらっしゃいますので、SDGs 全体についてはご担当でないということを私のほうからも申し上げておきます。最後、おまとめいただければと思います。

■北郷

私、先ほどの“SDGsの国内における実施について、地方までどうやって情報を届けることができますか、どうされるおつもりですか”ということについて、どうする予定かということが決まっているかどうかも含めて、私自身は知識がないというのは、ちょっと申し訳ございません。ここでお詫び申し上げなければいけないと思います。

ただ、「ステークホルダー」という呼び名ですとね、NGOの方ですとか地方自治体ですとか、広く政府以外の人たちを巻き込んだ形で実施指針を考える段階で、それから多分、実施の段階もそうだと思うんですけども、巻き込んだ形でつくっていくというのはかなり新しい話で、多分、こんな大きな実施指針をつくる時にうまく巻き込んでいてきている例というのは、今回初めてなんじゃないかと思います。というところは、ちょっとまあ、政府側から見たら評価...我々も頑張っているかなというところではあるんです。

ところが、それでもまだ声が反映できてないと思われる方もいらっしゃると思いますので、こういう声がありましたということ、外務省の中の担当部局がありますので、お伝えするようにしたいと思います。

で、これから、地方での何かこういうイベントとか、意見を吸い上げるような機会と申しますか、そういうことを設けていくことは重要なんじゃないかなというふうに個人的には思いますし、そうなるのではないかなというふうに思います。

それからもう一つ、ジェンダーギャップ指数、これが111位になったのはみんなショッ

クだったわけですが、女性の就業者数はこの3年間で100万人増えているということですし、感覚的には、改善はしている部分があるんだろうと思います。

ただ、実際に指数に反映されるぐらい、女性の経済的進出という意味では、シニアマネジメントレベルにいてる人の数とか、そういうものになりますと、そこまでまだちょっと成果が見えていない、という部分があるんじゃないかなと思います。

ですから、まだもう少し、例えば、変わってくるというかなとか、変わってくるべくどんだ政策をうっていくということなのかなというふうに思います。

今日はどうもありがとうございました。私も、いろんなことについて勉強させていただきまして、とてもいい機会をいただきました。どうもありがとうございました。

■堀内

ありがとうございました。それでは宮負さんに質問もありますので、一言よろしくお願ひします。

■宮負

はい。今、林先生のお話にあったように、格差というのには差別が関わってくると、これは私、本当にそうだと思うのですが、ちょっとネパールの例を挙げますと、ジェンダーではないのですが、ネパールには「アンタッチャブル（注／不可触民。カースト制度の外側にあって、インドのヒンドゥー教社会において差別されてきた人々）」というグループがあるんですね。先ほど写真でご紹介しました女性の経済活動を促進しているプロジェクトは、女性だけではなくて差別を受けている人たちの経済活動の促進もしているのです。

ところが、アンタッチャブルの人たちがつくったものは買いたくない、食べたくない、その村の人たちが言うわけです。そうしますと、いくら UNDP が彼らに技術を提供して、例えば牛乳を市場へ持って行ってもらっても、買ってもらえないわけです。

そうしますとどうするかというと、これはもう本当に個人レベルでの意識改革、説得という方法になるのですね。もちろんネパールには法律があって、そういう差別はいけないということをはっきり言われているわけです。でも、法律がないともう本当に話にならないと思うのですが、実施レベルでは、買わないと言われてたら、もうその人のところに収入は来ないわけですから、それを例えばコミュニティレベルで、村長さんから、そういう対応はしないでほしいと村の人たちに言ってもらおうとかですね。

ですから、例えばそういうキーパーソンである村長さんの説得にあたりとか、そういう個々レベルでの地道な説得を UNDP もやっているのです。やはり意識改革というのは時間のかかるものだと思うのです。

それで、これに関しまして、ご質問のありました“抜本的な価値観の改革”ということなんですが、確かに、現在ある習慣とかに反する、ジェンダー平等を促進するということは、反するということが多々あります。ですが、日本もそうですけれど、習慣だと思われていた

ことが、実は、10年後には習慣じゃなくなったということがたくさんあると思うのです。

私、子どもの時に女性が運転するなんて考えられないと思っていました。親戚のおばさんが運転していたのですけれど、そんな、女性に、奥さんに運転させるような旦那さんなんて考えられない。今、多分、そういうせりふを20代30代の人から頻繁に聞くかという、多分聞かないと思う。

やはり価値観というものは変わっていくものだと思うのです。例えばUNDPもそうですが、SDGs自体が変化というものを要求しているわけです。

変わらなければ、私たちの望むような地球も、私たちの望むような社会も達成できないよ。変わるということ、今の状況を変えるということ、私たちが希望する社会には到達できないわけなのです。

そういう意味では、長い間培われた慣習の中には、ただただ悪い習慣を繰り返しているものがあるのだと、やめてしまってもいいということは、時代に沿わないということは、往々にしてあるんだということを認識して、かといってももちろん、それが、頭ごなしに、もうこれはやっちゃいけないよって言われただけではもちろん変わらないんですけど、変えるということ、私たちが恐れてはいけません。

それで、女子差別撤廃条約なのですが、そういう慣習を残した国々でも、女子差別撤廃条約に加盟しているのです。ということは、国レベルで彼らはコミットメント（注／commitment 責任をもって関わること、責任を伴う約束）をしたわけです。そういう差別をなくすのだと。そういう国なので、余計に、それが多少これまでの生活態度を変えることがあったとしても、それは変えていく必要がある。それは、その国に住む男性女性みんなの平和と発展のためだという前提のもとに、長く努力を続けて変えていくしかないと思います。

それから、クォータ制なんですけど、やはり、女性の雇用促進を進めている国で、女性の政治参加がサポートされない、支援されないというのは、やはり不思議に思います。女性の雇用促進も政治促進も言ってみれば男女共同参画ですから、どちらも促進されるべきだと思うんですね。

ただ、そこがきちんと皆さんの認識の中にないと、クォータ制というのはなかなか成功できないんです。要するにまず、その国の中に、女性の政治促進を高めることへの賛成の認識があって、この今の状況をなんとかしないと、それが“日本がそういうランキングにいるから、なんとかしないと”でもいいですし、“実際に女性が政治に関わらないということが、日本の方策の効率性を落としているんじゃないか”という考えがあったとしても、どちらにしても、とにかく女性の数を増やさなければならないということを皆さんが賛成しないと、クォータ制というのはなかなか成功しないんですね。それがやはり、ほかの国々でも経験になっていると思うんです。

最後に、地方レベルでのSDGsの実施についてなんですけど、やはり基盤、知識の基盤を広げるという意味で、地方レベルというのは中央政府レベルよりも大きな可能性があ

と思うんです。

私も先週、マレーシアのある州の SDGs 勉強会というのに行ってきたのですが、200 人近い女性の公務員が出席して、SDGs とジェンダーについて学びたいと。要するに、一つの会議で 200 人にお話ができる。それは、その行政府の中のほとんどの比率の女性が来たわけですね。それをやっぱり中央政府レベルでやると、何千人という人間を対象にしなきゃいけない。

そういう意味では、比率から考えると、地方行政のレベルで知識の基盤を広げるということとはもっと効率的にできると思うので、ぜひぜひ地方レベルでの SDGs 実施への活動を行っていただきたいと思います。今日はどうもありがとうございました。

■堀内

ありがとうございました。それでは、最後の締めくくりになってしまいますが中村さんに、この地域からのご発言ということで、最後に“地域として見た場合に何ができるか”というのを、一言だけおっしゃっていただければと思います。

■中村

はい。今日は私も男 1 人で、なおかつ公務員ということで、かなり居心地が悪かったのですけれど、はい、来て良かったと思います。

日頃から子どもたちの問題に対して、マスメディアで報道された時だけではなく、関心を持っていただければ、児童相談所としてはありがたいと思います。

それから、居場所づくりというのは、何も立派な施設をつくることではありません。市民センターで卓球教室でもいいし、みんなで一緒にお散歩に行こうでもなんでもいいので、まあ気軽に、地域で子どもたちに、なんかできないかと考えていただけると、児童相談所としては大変ありがたいと思います。今日はどうもありがとうございました。

■堀内

ありがとうございました。少しお時間が長くなりまして、申し訳ございません。私も一言と思いましたが、もうこれ以上会議を長引かせるのは問題だと思いますので、終わらせたいと思います。

パネリストを務めていただいた林さん、北郷さん、宮負さん、中村さんに、ぜひ皆様からもう一度盛大な拍手をよろしくお願ひいたします。

会場の皆さまの積極的なご参加、本当にどうもありがとうございました。それから、会場の皆様方からのご質問もありがとうございました。それでは、これでパネルディスカッションを終わらせていただきたいと思います。

■司会

ありがとうございました。本日のプログラムは、これで終了いたしました。皆様、長時間にわたり、ありがとうございました。



第27回アジア女性会議—北九州 報告書

発行 (公財) アジア女性交流・研究フォーラム

〒803-0814

北九州市小倉北区大手町 11-4

TEL (093) 583-3434

FAX (093) 583-5195

URL <http://www.kfaw.or.jp>

発行月 平成29年3月